

令和6年度

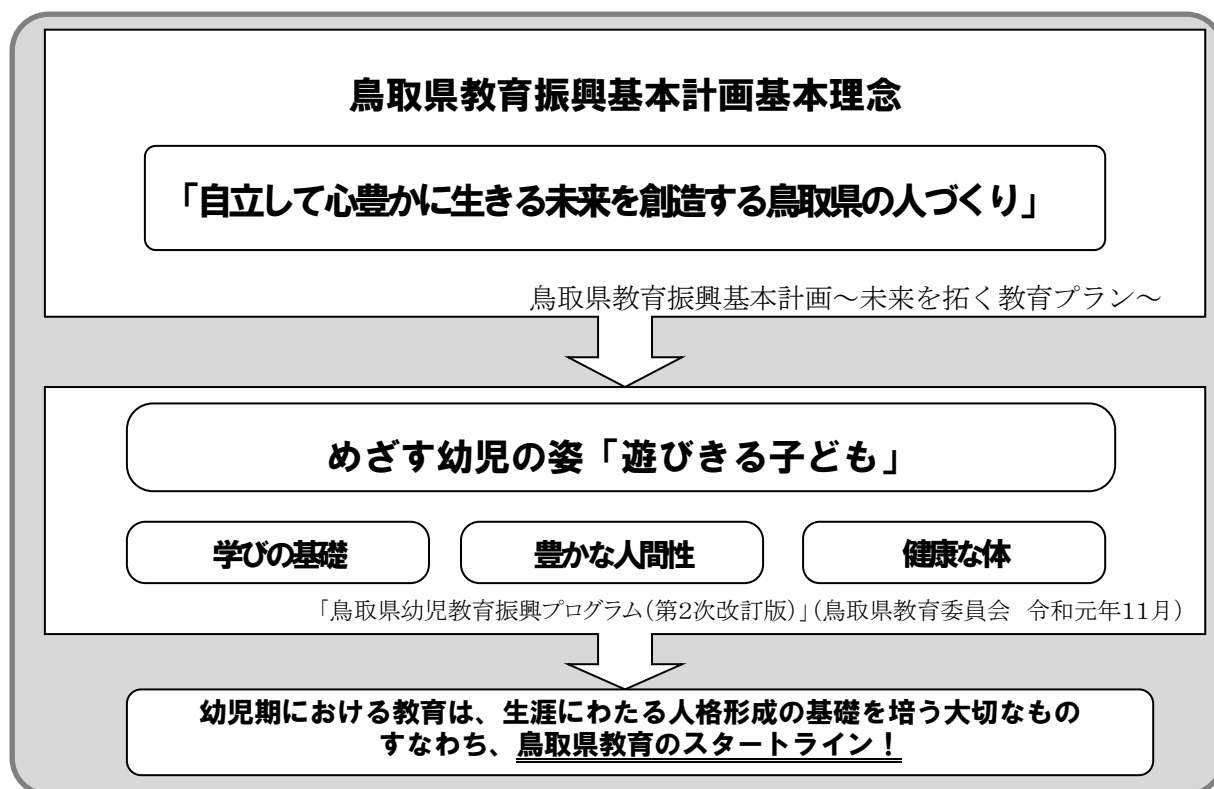
新規採用幼稚園・
幼保連携型認定こども園
教員研修
ハンドブック

鳥取県教育センター

目 次

I 幼稚園教育の基本	
1 教師として	1
2 幼稚園教育の基本	2
3 幼児期の発達と生活	3
4 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」	3
5 幼稚園教育の全体像	6
II 幼稚園教育のポイント	
1 幼稚園教育のねらい及び内容の考え方	7
2 鳥取県の幼児教育	8
3 遊びを通しての総合的な指導	10
4 環境の構成	10
5 教師の援助	11
6 行事の指導	12
III 全体的な計画、教育課程と指導計画	
1 教育課程について	14
2 全体的な計画について	15
3 指導計画とは	15
4 短期の指導計画の作成	15
5 教育課程、指導計画等の評価・改善	16
6 幼児理解に基づいた評価の実施	17
IV 学級経営	
1 日々の実践における留意点	18
2 生活習慣の形成	18
3 学級事務の処理	18
V 園における学校評価	
1 学校評価について	19
2 学校評価の定義及び実施手法	20
3 学校評価により期待される取組と効果	21
VI 園における人権教育	
1 人権教育の目標	22
2 幼児期における人権教育の指導方法等	22
VII 健康及び安全	
1 健康及び安全	24
2 病気やけが、事故への具体的な対応	25
3 傷病発生時の連絡体制の把握	26
4 事故を未然に防ぐために	26
VIII 特別支援教育	
1 特別支援教育とは	27
2 幼稚園の特別支援教育の充実及び環境整備について	27
3 就学先決定のあり方	30
4 特別支援学校における教育	36
5 特別支援学級における教育	36
6 通級による指導	37
7 相談機関	37
8 医療的ケアの推進	39
IX 家庭教育支援及び幼稚園・小学校・地域等との連携	
1 家庭教育支援	40
2 小学校教育との連携・接続推進	42
3 地域とともにある幼児教育の推進	43
X 児童虐待と教師の役割	
1 虐待の分類	45
2 虐待による児童への影響	45
3 児童虐待を疑うための3つの「異変・違和感」	46
4 児童虐待の迅速・的確な対応	47
5 教師の役割	48

I 幼稚園教育の基本



1 教師として

(1) 幼稚園の教師に求められる資質・能力

①幼稚園教諭として不易とされる資質・能力

(ア) 5領域の教育内容に関する専門知識を備え、指導するために必要な力

- ・ 幼児を理解する力
- ・ 指導計画を構想し実践していく力
- ・ 様々な教材を必要に応じて工夫する力 等

(イ) 諸課題に適切に対応していく力

- ・ 保護者との関係を構築する力
- ・ 小学校教育との円滑な連携・接続のために必要な力
- ・ 特別な配慮を必要とする幼児への指導を実践していくために必要な力 等

②新たな課題に対応できる力

(ア) 自律的に学ぶ姿勢をもち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を生涯にわたって高めていくことのできる力

- ・ 必要に応じて幼児の体験と関連させながらICTを活用し、幼児の体験を豊かにしていく力
- ・ カリキュラム・マネジメントに参画していく力
- ・ 多様化する子育ての支援を工夫改善する力 等

③組織的・協働的に諸問題を解決する力

(ア) 多様な専門性をもつ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力

- ・ 効果的に連携し仕事を分担するなどの組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力
- ・ 幼児を中心においた保護者との関係を構築する力
- ・ 地域の子育て支援に係る機関や専門機関等の異なる専門家と連携する力 等

◆社会人として

○あなたが、社会人として、心がけていることは何ですか。

◆教師として

○あなたが、教師として子どもたちの前に立つとき、心がけていることは何ですか。

(2) 幼稚園教育要領からみた教師の役割

教師の役割

- ①理解者としての役割
- ②共同作業・共鳴する者としての役割
- ③憧れを形成するモデルとしての役割
- ④遊びの援助者としての役割
- ⑤精神的に安定するためのよりどころとしての役割

実際の教師の関わりの場面では、これらの役割が相互に関連するものであり、状況に応じた柔軟な対応が求められる。役割を果たすためには、幼児一人一人の特性や発達の課題、目の前に起こっている出来事とその幼児にとってどのような意味をもつかなど、幼児を多面的な視点から捉える力が必要である。

2 幼稚園教育の基本

幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものである。

(1) 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにする

- ①教師との信頼関係に支えられた生活
- ②興味や関心に基づいた直接的な体験が得られる生活
- ③友達と十分に関わって展開する生活

(2) 遊びを通して、総合的な指導が行われるようにする

- ①遊びの中で発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、発達にとって必要な経験が得られるような状況をつくる必要がある。
- ②幼稚園教育のねらいが総合的に実現するように、常に遊びの展開に留意し、適切な指導を行う。

(3) 幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導が行われるようにする

- ①幼児一人一人の発達の特性（その幼児らしい見方、考え方、感じ方、関わり方など）を理解し、その特性やその幼児が抱えている発達の課題に応じた指導をすることが大切である。
- ②一人一人の発達の特性を生かした集団をつくり出すことを常に考えることが大切である。
- ③幼児一人一人に応じた指導をするには、教師が幼児の行動に温かい関心を寄せる、心の動きに呼応する、共に考えるなどの基本的な姿勢で保育に臨むことが重要である。

※教師は、一人一人の幼児の発達の道筋を見通して計画的に環境を構成し、幼児の活動に沿って再構成し続ける必要がある。

3 幼児期の発達と生活

(1) 幼児期の生活

幼児は、家庭において親しい人間関係を軸にして営まれていた生活からより広い世界に目を向け始め、生活の場、他者との関係、興味や関心などが急激に広がり、依存から自立に向かう。

- ①教師や他の幼児たちとの生活を共にしながら感動を共有し、イメージを伝え合うなど互いに影響を及ぼし合い、興味や関心の幅を広げ、言葉を獲得し、表現する喜びを味わう。
- ②自己主張のぶつかり合いや友達と折り合いを付ける体験を重ねながら友達関係が生まれ、深まっていく。やがて、幼稚園などの集団生活の場で共通の興味や関心をもって生活を展開する楽しさを味わうことができるようになる。
- ③対象と十分にに関わり合い、好奇心や探究心を満足させながら、思考力の基礎を培っていく。

(2) 発達の時期

発達の過程において適時性を考えることは、幼児の望ましい発達を促す上で大切なことである。幼児一人一人の発達の過程に応じて、繰り返し指導・支援していくことが必要である。

- ①運動機能が急速に発達する時期
- ②大人への依存を基盤としつつ自立へ向かう時期
- ③自分の生活経験によって親しんだ具体的なものを手掛かりにして、自分自身のイメージを形成し、それに基づいて物事を受け止めている時期
- ④信頼や憧れをもって見ている周囲の対象の言動や態度などを模倣したり、自分の行動にそのまま取り入れたりすることが多い時期
- ⑤周りの物事に対処し、人々と交渉する際の基本的な枠組みとなる事柄についての概念を形成する時期
- ⑥将来の善悪の判断につながる、やってよいことや悪いことの基本的な区別ができるようになる時期

4 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

<幼稚園教育要領より>

幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

<参考：小学校学習指導要領より（一部改変）>

確かな学力、豊かな心、健やかな体を養うことの実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

<幼児期の終わりまでに育ってほしい姿>

「幼稚園教育要領」において、幼児期において育みたい資質・能力が育まれている5歳児後半の具体的な姿として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示された。「小学校学習指導要領」の総則においても、この幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導の工夫が求められている。これは、5歳児後半の姿であると同時に小学校教育の始まりの姿でもある。この姿を幼保小が子どもの育ちを捉える手掛かりとして共有していくことが重要である。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

①健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

②自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

③協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

④道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

⑤社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

⑥思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

⑦自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。

⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

⑨言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

⑩豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、それぞれの時期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより見られる姿であり、育ちの方向性を示すものです。これらの姿を念頭に置いて幼児の姿を捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり、必要な援助を行ったりすることが大切です。また、小学校においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが各教科の学習に円滑に接続されるような指導の工夫を行うことが大切です。

※幼児期の終わりまでに育ってほしい姿についての留意点

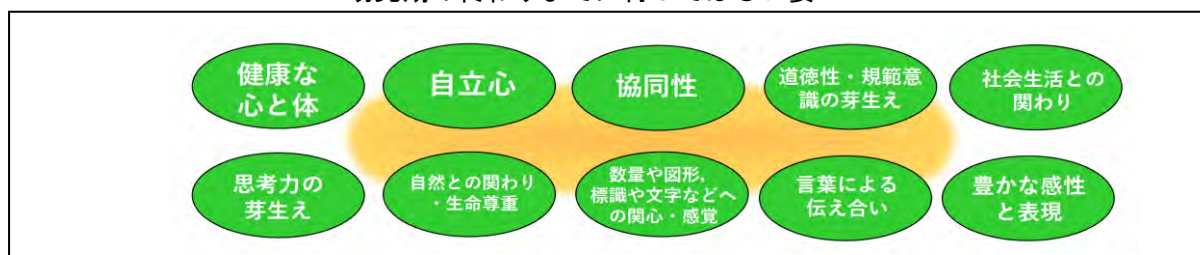
- ・方向目標であり、到達目標ではない。
- ・一つずつ取り出して指導したり、評価したりするものではない。
- ・全ての子どもに同じように見られるものではない。

育みたい資質・能力

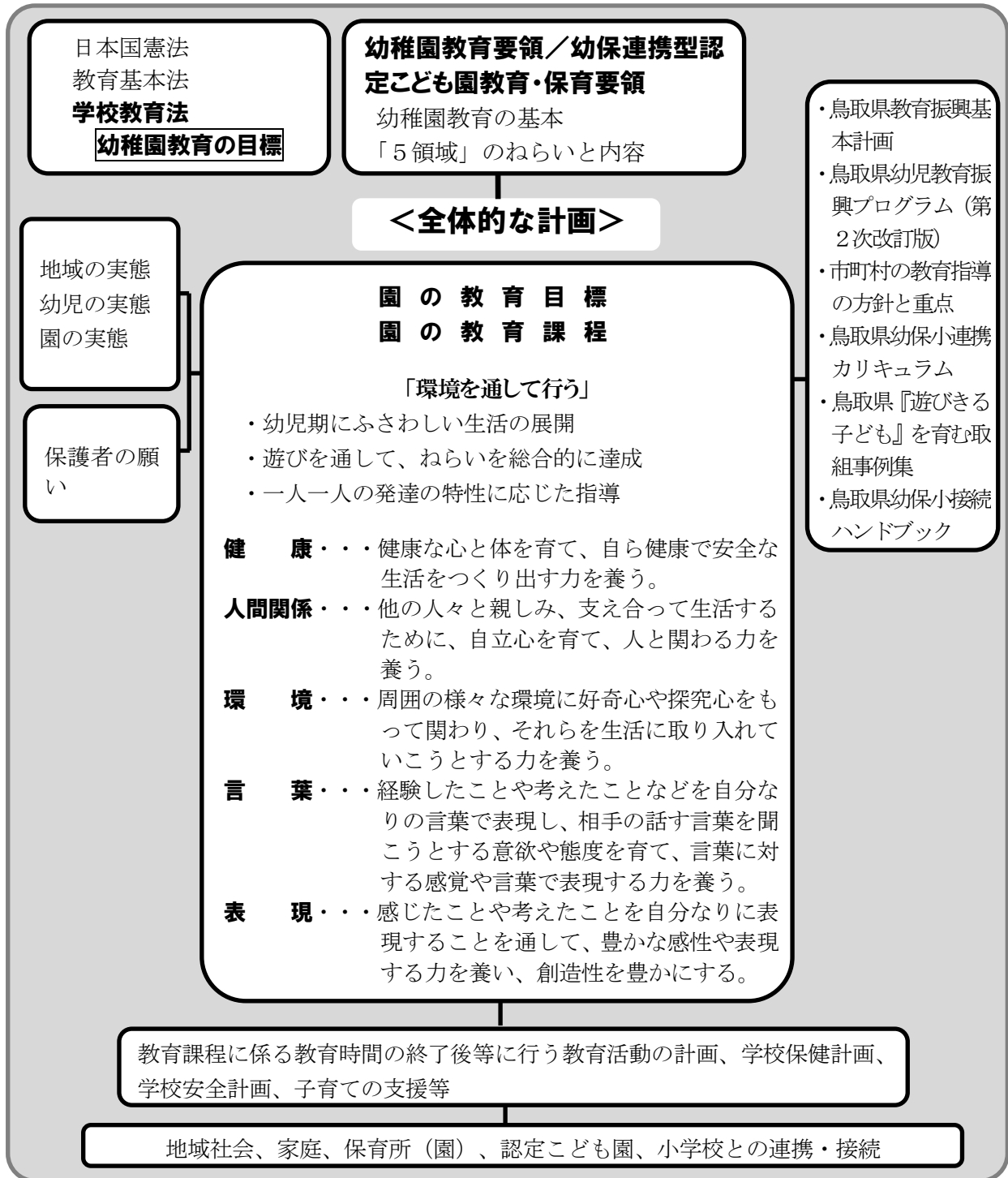
- 各学校段階及び全ての教科等について共通する、育成を目指す資質・能力を明確化
- **資質・能力の三つの柱**として整理
 - ①生きて働く「**知識・技能**」の習得
 - ②未知の状況にも対応できる「**思考力・判断力・表現力等**」の育成
 - ③学びを人生や社会に生かそうとする「**学びに向かう力、人間性等**」の涵養
- 幼児教育段階では、三つの柱を下図のように整理。この資質・能力は幼稚園教育要領等の5領域の枠組において育むことができるため、5領域は引き続き維持

なお、幼児教育の特性から、これらは個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育てていくことが重要

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿



5 幼稚園教育の全体像



○あなたの園の教育目標は

II 幼稚園教育のポイント

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。その役割を十分に果たしていくために、市町村・設置者、幼稚園・認定こども園・保育所等並びに小学校等と連携しながら、更なる幼児教育の質の向上を図り、「遊びきる子ども」の育成をめざします。

1 幼稚園教育のねらい及び内容の考え方

幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたねらいを達成するために指導する事項が内容であり、幼児の発達の側面から5つの領域としてまとめて示されている。指導を行う際に留意すべき事項は次のとおりである。

- (1) ねらいは、幼稚園生活の全体を通して、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること
- (2) 内容は、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであること
- (3) 各領域の「内容の取扱い」を踏まえ、幼児の発達を踏まえた適切な指導を行うこと
- (4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮すること

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針 改訂（定）

0歳児の保育内容の記載のイメージ

*生活や遊びを通じて、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達の基礎を培う。

子どもの育ちと5領域（イメージ図）

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

<ねらい>幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること
<内容>幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるもの

第2章 「ねらい及び内容並びに配慮事項」の改訂の要点-2

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項の改善・充実

- 乳児期及び満1歳以上満3歳未満の園児の各時期の発達の特徴を示し、それぞれの保育のねらい及び内容を乳幼児の発達の側面から視点と領域としてまとめ、新たに記載。
- 満3歳以上の園児の教育及び保育に関し、近年の子どもの育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、教育及び保育の内容等を改善・充実。
- 乳幼児期、満1歳以上満3歳未満の各時期及びその他教育及び保育の全般における配慮すべき事項について、それぞれ明確化。

乳児期に係る3つの視点

- 健やかに伸び伸びと育つ
- 身近な人と気持ちが通じ合う
- 身近なものに関わり感性が育つ

満1歳以上満3歳未満に係る5つの領域

- 健康
- 人間関係
- 環境
- 言葉
- 表現

満3歳以上に係る5つの領域

- 健康
- 人間関係
- 環境
- 言葉
- 表現

◇視点・領域：発達の特徴を踏まえ、教育及び保育のねらい及び内容を乳幼児の発達の側面からまとめたもの
 ◇ねらい：教育及び保育において育みたい資質・能力を園児の生活する姿から捉えたもの
 ◇内容：ねらいを達成するために指導する事項
 ◇内容の取扱い：発達の特徴を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項

「平成29年中央説明会」資料

幼児期の教育における見方・考え方

教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。「幼稚園教育要領」（文部科学省 平成29年3月）

2 鳥取県の幼児教育

鳥取県教育振興基本計画 ～未来を拓く教育プラン～
自立して心豊かに生きる
未来を創造する 鳥取県の人づくり
自他の価値を尊重することができ、夢や目標、学びに向かう意欲を持って生きる
「自己肯定感」を育む

鳥取県幼児教育センター、市町村、国の連携・協力による発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育・保育の推進
<鳥取県教育振興基本計画 2(6)>

めざす幼児の姿
遊びきる子ども

学びの基礎 豊かな人間性 健康な体

鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）
～遊びを通した育ちと学びを未来へつなぐ～



「鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）」
（鳥取県教育委員会 令和元年11月）

遊びは、乳幼児期にふさわしい活動の在り方であり、遊びを通して、たくさんの学びが生まれます。そのため、保育者は、子どもの自発的な活動である遊びを十分に確保することが大切です。そして、遊びの中で、子どもが身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、子どもと共によりよい教育環境を創造するよう努めることが求められています。

遊びの質を高めるために、保育者は、子どもの主体的な活動が確保されるよう子ども一人一人の行動の理解と予想に基づき、意図をもって教材を工夫したり、環境を構成したりします。また、そのために、保育者は子どもの内面を理解し、子どもが経験していることや育ちや学びを的確に捉えて評価し、一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすることが大切です。

（1）鳥取県のめざす幼児の姿「遊びきる子ども」

遊びと生活の中で、心も体も一緒に育つのが乳幼児期の特徴である。子どもは、幼稚園・認定こども園・保育所等で、いろいろなことに興味や関心をもち、自発的な活動や具体的な体験を通して多くのことを学ぶ。子どもの遊びには、成長や発達にとって重要な体験がたくさん含まれている。園においては、友達との集団生活を通して、「遊びきる子ども」を育てていくことをめざす。

遊びの楽しさは、子どもが遊びたいという意欲から、自ら遊びだすことで始まる。自発的な活動としての遊びが充実し、遊びに集中する中で、保育者や友達に自分の思いを伝えたり、考えを表現したりしながら遊びこむことで、遊びの楽しさやおもしろさが深まったり広がったりしていく。十分に遊びこむことが遊びきることにつながり、遊びきることで心地よい満足感や達成感を味わっていく。この満足感や達成感といった自己充実感が自信となり、新たな遊びのイメージや見通し、エネルギーを生み出すことにつながる。このような遊びの繰り返しが、義務教育以降の学びの土台となる力を育むこととなる。

「遊びきる」とは、一人一人が、試行錯誤したり、挑戦したりする中で、自己発揮をし、様々な葛藤体験を乗り越えながら友達と関わって十分に遊びこみ、満足感や達成感を味わうことができている状態であると捉えられます。この経験が「自己肯定感」を育むことにつながります。

(2) 「遊びきる子ども」の育成のために

- ①幼稚園では、友達とたっぷり遊ぶ時間と場を保障し、心ゆくまで遊びることができる環境を構成することが必要である。
- ②教育・保育の専門家である保育者が、各年齢の発達過程を踏まえ、一人一人の遊びの姿を丁寧に見取るとともに、主体的な遊びを中心とした乳幼児期にふさわしい生活や遊びをつくっていくことが重要である。

「遊びきる子ども」を育むための具体的な取組

1 学びの基礎づくり

◇心が揺さぶられる体験の充実

- ・「なんだろう」「なぜかな」という問いが生まれる体験の保障
- ・子ども同士の関わりの中で、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わえる環境づくり

◇表現する過程を楽しめる工夫

- ・遊具や用具など、様々な素材や表現の仕方に親しめるような環境の構成の工夫
- ・友達との関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わう活動の蓄積

◇言葉による伝え合い、言葉に対する感覚を豊かにする活動の工夫

- ・自分の感じたことや考えたことを言葉で伝えようとする意欲の育成

◇絵本や物語、童謡などに親しむ活動の充実

- ・地域に伝わる民話・伝統的な遊び、わらべうた・童謡唱歌などを取り入れた活動の工夫 等

2 豊かな人間性の醸成

◇様々な人との関わりを深める活動の工夫

- ・地域の人々、異年齢の乳幼児、小・中・高校生、高齢者、外国籍の人、障がいのある幼児児童生徒等との交流
- ・協同する経験を積み重ねることの工夫

◇愛情や信頼関係、自己肯定感を育む援助

- ・失敗しても認めてもらえるという安心感のある受容的関わり

◇道徳性の芽生えを培う活動の充実

- ・葛藤やつまずきを体験し、乗り越えることにより、人に対する信頼感や思いやりの気持ちを育む活動への配慮

◇規範意識の芽生えを育む活動の充実

- ・体験を重ねながらきまりの必要性に気付き、自分の気持ちを調整する力の育成

◇生命を大切にすることを養う活動の工夫

- ・身近な動植物に親しみをもって接し、生命の不思議さや尊さに気付いたり、命あるものを大切にしたりする気持ちを育む活動

◇自分とは異なる感情や表現の仕方があることに気付く体験の積み重ね

- ・自分の思いを言葉にすることの楽しさ、保育者や友達が話を聞いてくれることの喜びの体得 等

3 健康な体づくり

◇基本的な生活習慣の定着

- ・乳幼児の生活リズム、基本的な生活習慣の定着のための取組
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」、あいさつ等、家庭や地域の学校等と連携した取組

◇進んで体を動かす活動の充実

- ・遊びに夢中になる中で多様な動きが身に付くような働きかけや環境づくり
- ・地域の自然環境を生かした外遊びの充実

◇食に関する活動の充実

- ・和やかな雰囲気、食べる楽しさ・喜び、様々な食べ物への興味・関心を高める活動
- ・家庭での食生活やアレルギーへの配慮、食べ物の大切さや感謝の気持ちを育むことへの配慮 等

3 遊びを通しての総合的な指導

自発的な活動としての遊びにおいて、幼児は心身全体を働かせ、様々な体験を通して心身の調和のとれた全体的な発達の基礎を築いていく。その意味で、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習なのである。したがって、幼稚園における教育は、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要である。

また、1つの遊びを展開する中で、幼児たちはいろいろな経験をし、様々な能力や態度を身に付ける。したがって、具体的な指導の場面では、遊びの中で幼児が発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、発達にとって必要な経験が得られるような状況をつくることを大切にしなければならない。

4 環境の構成

環境を構成するとは、幼児を取り巻くすべての要素を相互に関連させながら幼児の興味や関心に即して主体的な活動を促し、その活動の中で必要な体験を重ねていけるような状況をつくり出すことである。

環境の構成は、固定的なものではなく、幼児の活動の展開に伴って、常に幼児の発達に興味のあるものとなるように再構成していく必要があるものとして捉えることが大切である。

豊かな環境とは、幼児と教師が共につくっていくものである。

(1) 環境の構成とは

① 発達の時期に即した環境

○発達のそれぞれの時期の特徴を十分に捉えて、それにふさわしい環境の構成に努める。

〈例〉入園当初…幼児が安心して自分の好きな遊びに取り組みるように物や場を整えたり、教師や友達と一緒に過ごす楽しさを感じていけるように穏やかな楽しい雰囲気をつくったりすることが大切である。

物や人との関わりを広げ深める時期

…友達と力を合わせ、継続して取り組む活動ができる場の構成の工夫や、友達の刺激を受けながら自分の力を十分発揮していけるように、探究心や挑戦する意欲を高めるような環境の構成が大切である。

② 興味や欲求に応じた環境

○幼児がどんなことに興味をもち、どんなことをしたいのかを感じ取り、それを手掛かりとして環境の構成を考える。

○今どのような経験をするのが大切なのかを併せて考えていくことが必要である。

○興味や欲求が安易に満たされるときには、幼児が自分の力で乗り越えられるような困難といった要素も環境の構成の中に含める必要がある。

③ 生活の流れに応じた環境

○前日から翌日、前週から翌週というように幼児の興味や意識の流れを大切に、自然な幼稚園生活の流れをつくり出していくことが大切である。

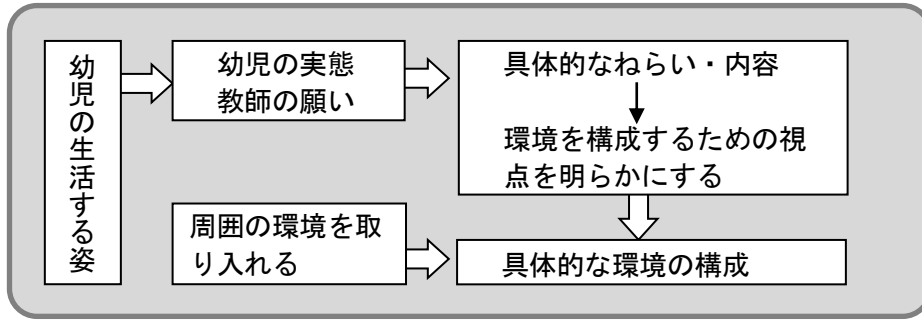
○季節の変化や自然事象と深く関わる幼児の生活を大切にして、自然な生活の流れの中で幼児が様々な自然環境に触れることができるようにすることも必要である。

○意図性と偶発性、緊張と解放、静と動、室内と屋外、個と集団など、様々なものがバランスよく保たれた自然な生活の流れをつくり出すことが必要である。

(2) 環境の構成のあり方

①生活する姿から環境の構成を考える

○環境の構成は、次のような過程を経て行われる。



②魅力ある環境を構成するために

○発達の視点をもって環境を構成する

幼児期にふさわしい生活をつくり出していくには、教師自身があらかじめ発達を見通して、この時期に何を踏まえ、何を大切に具体的な環境を考えていったらよいのかなど、環境を構成するための発達の視点を明らかにしておく。

○いつも周囲の環境に新鮮な目をもつ

環境の構成を考えていくときには、教師が新鮮な目を持ち、周囲に存在する環境のすべてを見わたし、生活の広がりや充実の状況を踏まえ、必要なものを取り入れていくことが大切である。

※幼稚園教育は、それぞれの園や地域の実情に即して進めることが必要であり、幼児が生活する場の周囲に存在する環境に教育環境としての意味をもたせていくことが、その園らしい保育の展開につながっていく。

また、そのことが一人一人の幼児の中に、自分で生活をつくり出していく力を育てることにつながる。

5 教師の援助

幼児の遊びを温かく見守り、必要なときに適切な援助をする教師の存在が、幼児にとって最も身近な環境であり最も重大な役割を担っている。また、教師は幼児を的確に理解し、幼児の目に映っている自己の姿や自分と幼児の相互作用の適否を捉える必要がある。

(1) 幼児を理解する

○園生活の全体を通して幼児の発達や実態を的確に把握する。

○一人一人の幼児の特性や発達の課題を捉える。

(2) 信頼関係を築く

○幼児との信頼関係は、教師が幼児と生活をともにしながら、幼児の行動や発見、努力、工夫、感動などを温かく受け止めて、認めたり共感したり励ましたりして心を通わせることによって育てられていく。

(3) 環境を構成する

○幼児は、身近に生活している大人の生活感情や行動をそのまま自分の中に取り入れていく傾向が強いため、教師自身の言動や物事に対する姿勢が、教育環境の中核となっていることを心に留める必要がある。

(4) 直接的な援助をする

○承認し、共感し、励ます。

○アイデアを出す。

○相談相手になる。

○生活する中で必要とする知識や技能、態度などを獲得するための援助を行う。その際、幼児が必要に応じて、自分で気付いたり繰り返したりして身に付けられるよう働きかけることが大切である。

Q 「指導」と「援助」は、どう捉えたらよいのですか？

A 「指導」「援助」とも、教師のあらゆる働きかけをし、区別したり、相対するものとして捉えたりするものではありません。従来「指導」というと、教師が意図的に何かを教えたり指示したりといった直接的な働きかけを指すことが多く、現在もそういった意味で使われることが少なくありません。しかし、保育の場面では、それだけではなく教師の多様な関わりが必要とされるため、「援助」という言葉が使われるようになってきました。

大事なことは、「指導」か「援助」かということではなく、教師が幼児理解に基づき、幼児の主体的な活動が十分に確保されるように、計画的に環境を構成することや遊びの関わりにおける教師の基本的な役割を果たすことです。

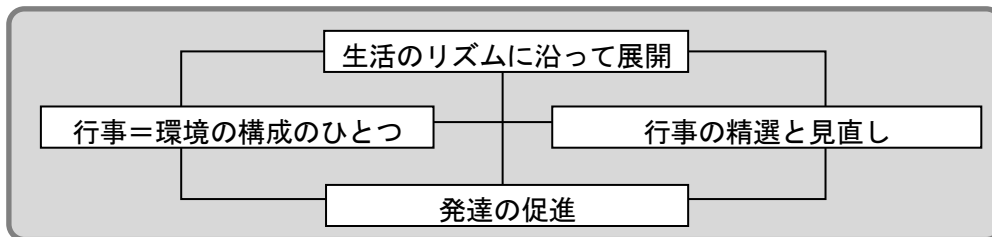
Q 周囲の様々な環境との関わりを通して好奇心や探究心を育てるためには、どのようなことを考えたらよいのでしょうか。

A 幼児期の知的発達でのキーワードは、「好奇心と探究心」です。その好奇心や探究心を育む環境としては、見て、聞いて、触って、使ってみるといった幼児自らが体験する機会を作ることが重要です。じっくり取り組める場や空間と時間、考えたり試したりできるいろいろな道具や素材が必要です。また、教師や友達と一緒に考えたり試したりすることや認められたりすることで一層育っていきます。

6 行事の指導

行事の指導に当たっては、園生活の自然の流れの中で、生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすることが大切である。

(1) 行事の指導の基本的なあり方



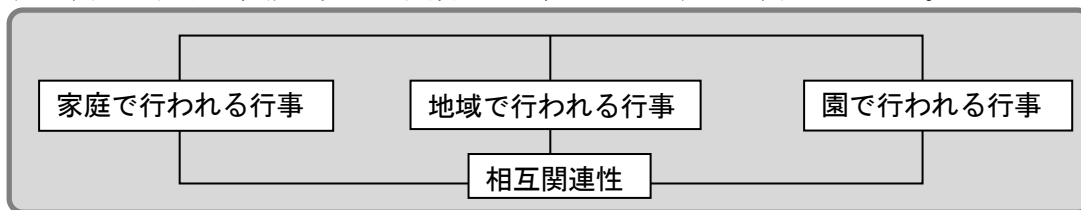
行事の指導においては、次の4点を基本にして進めることが必要である。

- ① 行事も環境の一つであると考える。
- ② 幼児の生活のリズムに沿って展開する。
- ③ 幼児の主体性を大切にすること。
- ④ 行事の精選と見直しをする。

行事は、幼児の自然な生活の流れに変化や潤いを与えるものであり、幼児は、行事に参加し、それを楽しみ、いつもの幼稚園生活とは異なる体験をすることができる。また、幼児は、行事に至るまでの様々な体験によって活動意欲を高めたり、幼児同士の交流を広げたり、深めたりするとともに、幼児が自分や友達が思わぬ力を発揮することに気付いたり、遊びや生活に新たな展開が生まれやすくなる。その指導に当たっては、幼児が行事に期待感をもち、主体的に取り組んで、喜びや感動、さらには、達成感を味わうことができるように配慮する必要がある。

(2) 行事の内容

幼児が関わる行事は、概ね次の三種類であり、これらは相互に関連性をもつ。



行事そのものを目的化して、幼稚園生活に行事を過度に取り入れたり、結果やできばえに過重な期待をしたりすることは、幼児の負担になるばかりでなく、ときには幼稚園生活の楽しさが失われることにも配慮し、幼児の発達の過程や生活の流れから見て適切なものに精選することが大切である。また、家庭や地域社会で行われる行事があることにも留意し、地域社会や家庭との連携の下で、幼児の生活を変化と潤いのあるものとするのが大切である。

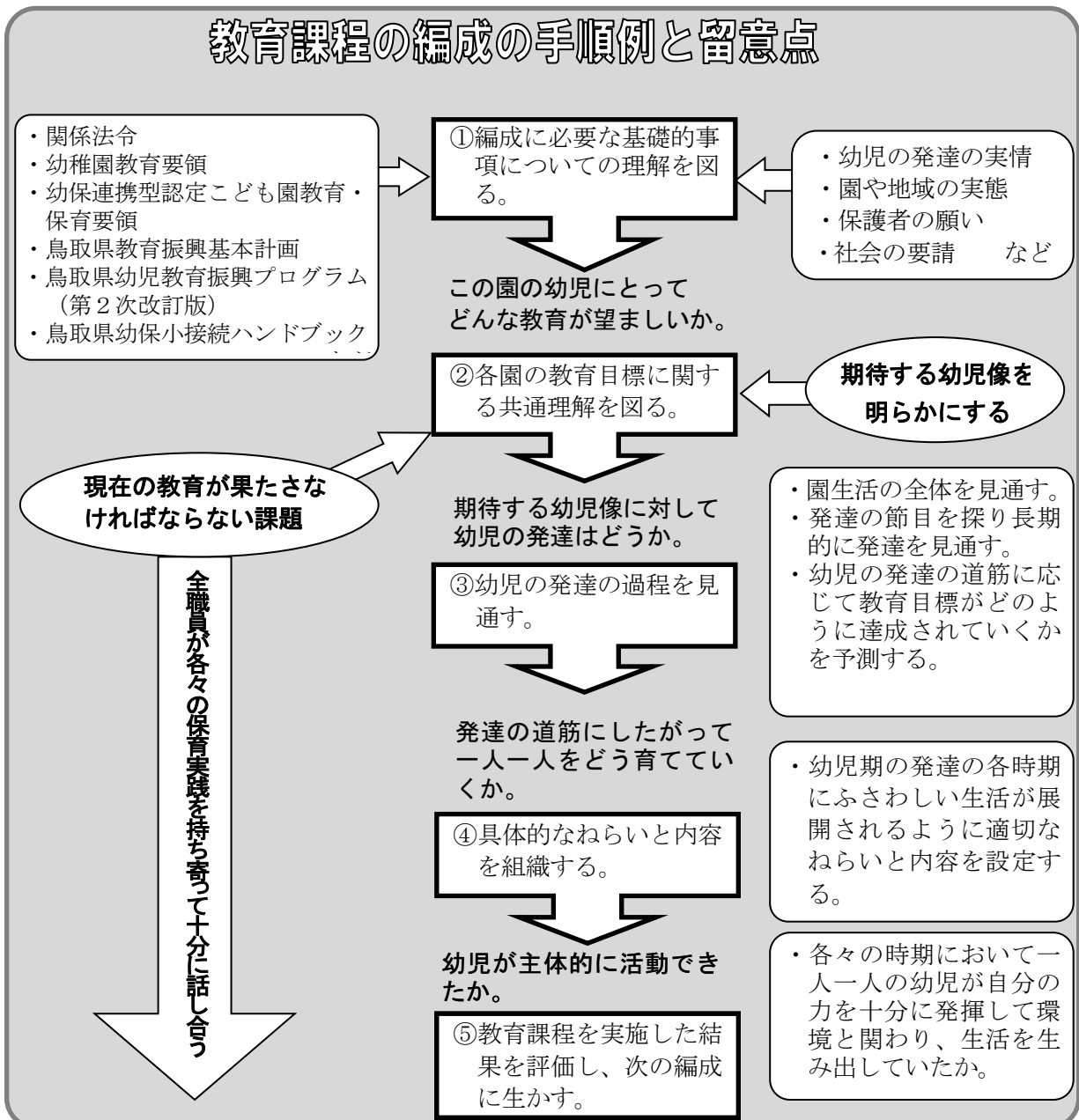
Ⅲ 全体的な計画、教育課程と指導計画

各幼稚園においては、法令並びに幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成していく。

また、各幼稚園においては、全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保して改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき、全教職員の協力体制の下、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」を実施することが求められている。

1 教育課程について

教育課程とは、その幼稚園における教育期間の全体にわたって、幼稚園教育の目的、目標に向かってどのような道筋をたどって教育を進めていくかを明らかにするため、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の特性に応じた教育目標を明確にし、幼児の充実した生活を展開できるような計画を示したものである。

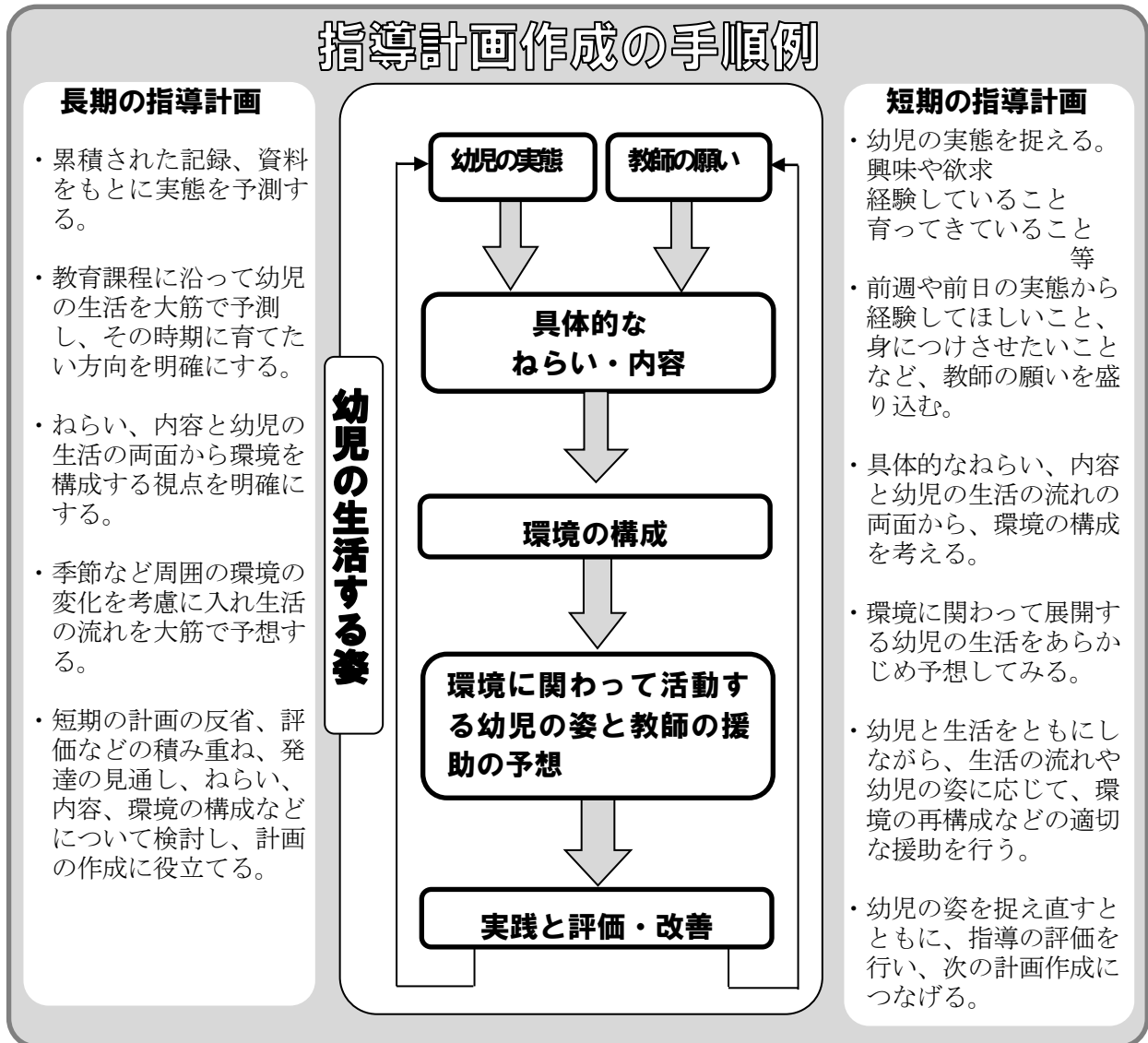


2 全体的な計画について

各幼稚園においては、教育課程を中心に、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などに関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成する。

3 指導計画とは

指導計画は、教育課程に基づいて更に具体的なねらいや内容、環境の構成、教師の援助などといった指導の内容や方法を明らかにするものである。長期（年・学期・期・月）の指導計画とそれに関連しながら、実際の幼児の姿に応じた短期（週・日）の指導計画を考える。



【作成の手順例】

- ① 園全体の教師により、幼児の実態把握を深める。
- ② 長期の指導計画のねらいと幼児の実態とを検討し、週のねらいを設定する。
- ③ 週のねらいが具体的にどのような経験によって達成されるか予測する。
- ④ 週の生活の流れが不自然にならないように工夫する。
- ⑤ 幼児をとりまく環境がどうあったらよいか考える。
- ⑥ 教師の援助は、個々の幼児の実態に沿ったものになるよう配慮する。

(2) 日案

- 日案は指導計画の最小単位であり、最も具体的かつ実践的なものである。
- 「今日のねらい」を達成するために、幼児の実態をよくつかんで「発達を促すために今必要な経験は何か」を考える。
- 週のねらいや内容から、また、幼児の欲求や興味を生かして、その日の主な指導のねらいを具体的に明らかにしておく。

【ねらいとして考えられるもの】

- ①一日の活動を通じて達成できるもの
- ②主たる活動の中で強調して達成できるもの
- ③基本的な生活習慣や給食指導のように毎日繰り返すことによって達成できるもの
- ④一定の期間にわたって継続して指導することによって達成できるもの

【ねらいを立てるときの留意点】

- ①前日の幼児の活動を振り返り、週・月などのねらいとの関連をおさえて、そこから設定する。
- ②ねらいは、具体的でよくわかるものにする。

※多くの園では、日案・週案を一緒にした形式のものを使っているため、週のねらいを決め、それを達成するために環境を構成し、幼児の活動を理解して振り返り、次の日のねらいを決めていくという手順が多い。

5 教育課程、指導計画等の評価・改善

教育課程の評価・改善では、それぞれの園が編成した教育課程が、幼稚園教育要領のめざしている幼児期にふさわしい教育を実現するために適切なものであったかについて、実施した結果をもとに確かめ、改善の方向を探ることが重要である。

保育における評価は、幼児の発達の理解と教師の指導の改善という両面から行うことが大切である。幼児理解に関しては、幼児の生活の実態や発達の理解が適切であったかどうかなどを重視することが大切である。指導に関しては、指導計画で設定した具体的なねらいや内容が適切であったかどうか、環境の構成が適切であったかどうか、幼児の活動に沿って必要な援助が行われたかどうかなどを重視しなければならない。これらの評価を生かして指導計画を改善していくことは、充実した生活をつくり出す上で重要である。

教育課程は、園における教育期間の全体を見通した計画であり、指導計画を作成する際の骨格となるものである。教育課程は育ちの方向を示す視点であり、指導計画は具体的な保育の内容や方法に関する視点ということになる。したがって、日常の指導の過程についての反省や評価の積み重ねが、次の教育課程、指導計画等の編成・作成に生かされていくことが重要である。

6 幼児理解に基づいた評価の実施

指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにする。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意する。

評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにする。

(1) 保育記録のとり方・生かし方

○幼児の生活する姿をとらえる手がかりは、日々の保育の記録から得られることが多い。記録することによって、幼児の行動やその心の動きを探ると同時に、教師自身の関わり方や感じ方を振り返ってみることができる。

○記録のための記録にならないように、各園でとり方を工夫したり、持ち寄って話し合ったりして活用する。

(2) 幼児の発達の過程をとらえる

○子どもの側に立ち、幼児がねらいを身に付けていく過程をとらえると同時に、教育目標に向かう幼児の姿について具体的なイメージをもつことが必要である。例えば、「明るく、のびのびと行動できる子ども」を教育目標としたとき、発達のそれぞれの時期にどのような経験を積み重ねていくことが、明るく、のびのびとした行動につながるのか、入園当初はどうか、園生活に慣れてきた頃はどうかなど、それぞれの園の幼児の生活する姿をイメージしながら具体的に考えていくようにする。

IV 学級経営

学級経営は、個の育ちと集団の育ちの両面に視点をおきながら考えていくことが大切である。教師は、自身の教育ビジョンと目の前の幼児の実態から計画を立てていくが、幼児の変容に沿って、常に実践・評価及び改善をしていく必要がある。



1 日々の実践における留意点

- 幼児一人一人のよさをとらえ、そのよさを生かすように援助し、自信をもって活動できる喜びを味わわせるようにする。そして、できたときにはみんなで認め合う場を設ける。
- 「幼児は環境によって育てられる。」といわれるが、人的環境としての教師の存在は大きいため、生きた環境として、良いモデルとなるよう心がける。
- 幼児のありのままの姿をとらえ、そこから一步一步前進していく姿を見守り、援助していくことが大切である。「○才児は、こうあるべき」という固定的な見方をしないように、発達の過程に応じた目標を立てていく。
- 教師が環境を設定してしまうのではなく、幼児の願いを生かしながら共に環境を作り出すようにする。
- 特に、特別な支援を要する幼児に対しては、学級担任だけでなく、園長、主任、他の教師との連携をとりながら、適切な援助をしていく。

2 生活習慣の形成

- 一人一人の幼児が家庭でどのような生活をしているのか実態をとらえ、家庭との連携を密にしながら個に応じて指導することが大切である。
- 真に自立した生活行動を身に付けるためには、単に様式の押しつけや繰り返しでなく、自ら進んで行おうとする幼児の思いや態度を育てるようにする。

3 学級事務の処理

- 書類の記入の仕方、備品の管理・保存の仕方については職員会で打ち合わせ、しっかり共通理解して進める。
- 各自が自分の仕事をきちんと果たすことによって、機能的な園経営が期待できる。

学級事務の内容（例）

指導を進める上の事務	幼児を掌握・管理する事務	園の運営上必要な事務
<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営案の作成 ・長期の指導計画（年・期・月案）の作成 ・短期の指導計画（週案・日案）の作成 ・保健、安全に関する帳簿の記入と管理 ・諸行事の計画と実施 ・個人記録簿の記入と管理 ・指導要録の記入 ・家庭連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・入退園児の報告と転出先の確認 ・出席簿の記入と出欠席の報告 ・学級名簿等の作成 ・園児調査表、通園路表の処理と管理 ・修了証書台帳の記入 ・事故等の処理と報告 ・安全点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務関係 ・経営関係 ・管財 ・保健 ・渉外 ・研究

V 園における学校評価

学校は、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならないものとされている。

※「V 園における学校評価」においては学校を「幼稚園等」と読み替える。

1 学校評価について

(1) 目的

①組織的・継続的な改善を図る

各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

②学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを行う

各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

③一定水準の教育の質の保証と向上を図る

各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

(2) 内容

	法令上の位置付け	評価者
自己評価	○実施・公表の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○教職員
学校関係者評価	○実施・公表の努力義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○保護者・地域住民などにより構成された委員会等
第三者評価	○法令上の実施義務や努力義務は課さない（保育所及び幼保連携型認定こども園は努力義務）	○学校運営に関する外部の専門家

(3) 経緯

平成19年に学校教育法、及び同法施行規則を改正

- 自己評価の実施・公表について義務化
- 学校関係者評価の実施・公表について努力義務化
- 評価結果の設置者への報告について義務化

この改正を踏まえ、以下のとおりガイドラインを作成

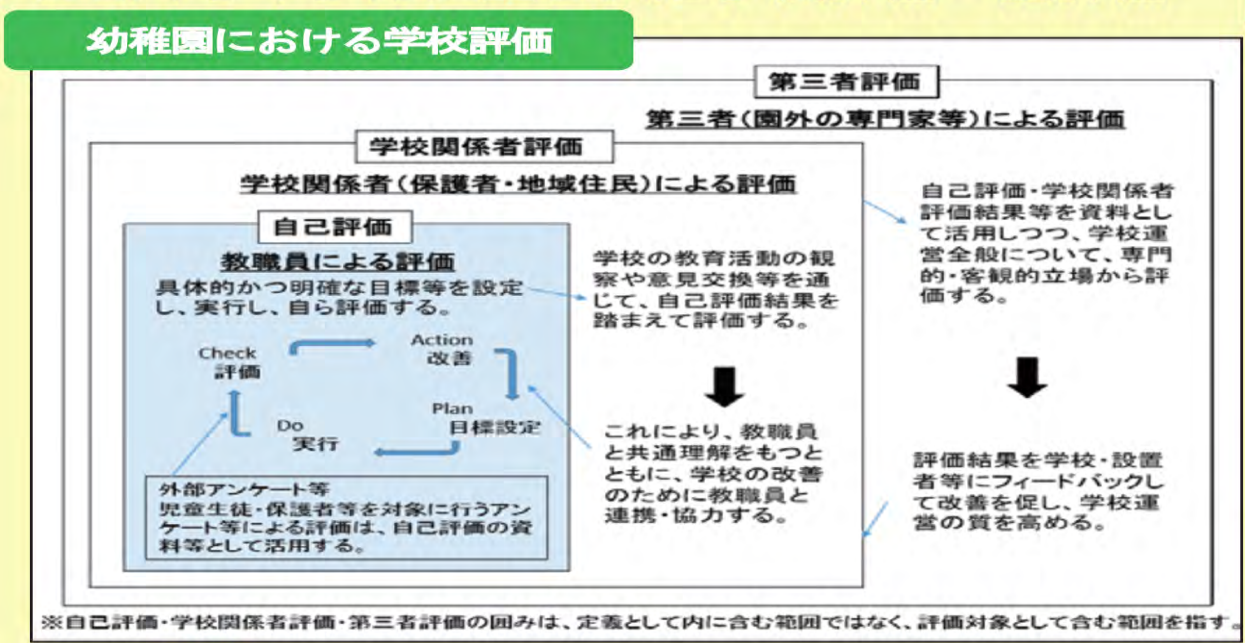
平成20年 1月 「学校評価ガイドライン（改訂）」

平成20年 3月 「幼稚園における学校評価ガイドライン」

平成22年 7月 「学校評価ガイドライン（平成22年改訂）」

平成23年11月 「幼稚園における学校評価ガイドライン（平成23年改訂）」

2 学校評価の定義及び実施手法



※ 自己評価・学校関係者評価・第三者評価の囲みは、定義として内に含む範囲ではなく、評価対象として含む範囲を指す。

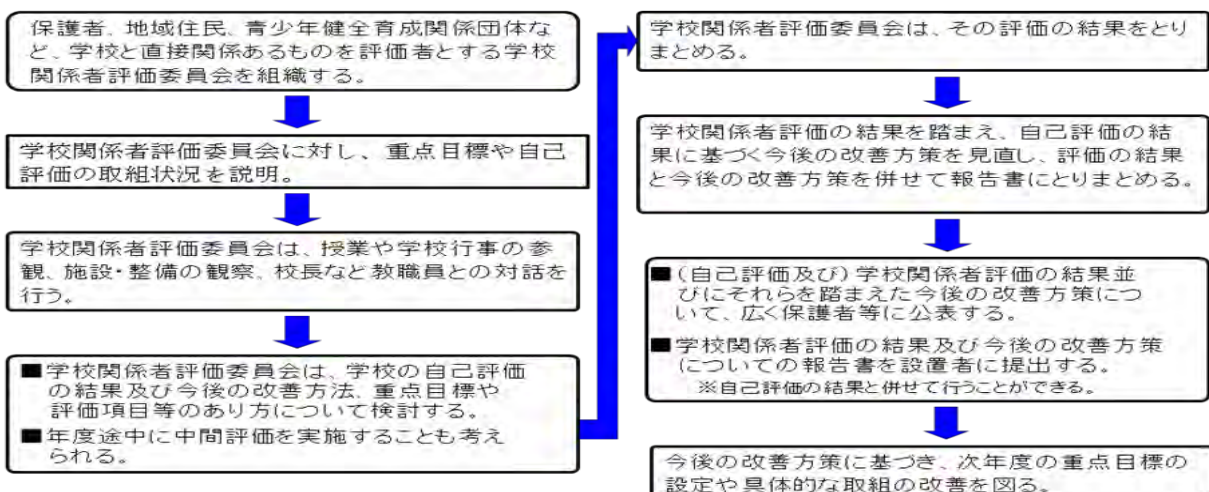
(1) 自己評価

- 自己評価は、園長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。
- 自己評価を行う上で、保護者や地域住民を対象とするアンケートによる評価や、保護者等との懇談会を通じて、保護者の幼稚園教育に関する理解や意見、要望を把握することが重要である。
- アンケート等については、学校が、学校の目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について自己評価を行う上での資料ととらえることが適当であり、学校関係者評価とは異なることに留意する。
- 一方、幼稚園においては、園児の送迎や園の行事の際などの保護者とのコミュニケーションの機会を積極的に利用し、保護者の要望や意見を収集する努力も大切である。

(2) 学校関係者評価

- 学校関係者評価は、保護者、地域住民などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。

【学校関係者評価の流れ(例)】



(3) 第三者評価

第三者評価とは、学校教育法に規定されている学校評価の一環として、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的視点から評価を行うものである。

○第三者評価の評価者

学校運営について専門的視点から評価を行うことができる者（例えば、教育学等を専門とする大学教授等、園長経験者等）の中から、実施者がふさわしい識見や能力を有すると判断した上で選定する。

○第三者評価の実施体制

- ・学校とその設置者が実施者となり、その責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に実施する。（法令上の実施義務や努力義務を課すものではない。）
- ・具体的な実施体制については、地域や学校の実情に応じて、次のような取組を含め柔軟に対応する。

[例] (ア) 学校関係評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う。

(イ) 一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う。

(ウ) 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う。

○第三者評価の評価結果

- ・評価者が責任をもって評価結果の取りまとめを行い、評価結果を評価対象校及び設置者等に報告する。
- ・学校は、評価結果を踏まえて、自ら学校運営の改善に努めるとともに、評価結果を保護者等の学校関係者に説明、情報提供する。
- ・設置者は、評価結果を踏まえて、学校の支援や必要な改善措置を講ずる。

3 学校評価により期待される取組と効果

- 学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。
- 学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要である。学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていくことが期待される。
- 学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待される。
- 第三者評価の取組を通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策が明確となる。さらに、学校運営が適切になされているかどうかを確認される。これらの結果、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待される。

- ・学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むようになることが期待される。
- ・学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要である。

VI 園における人権教育

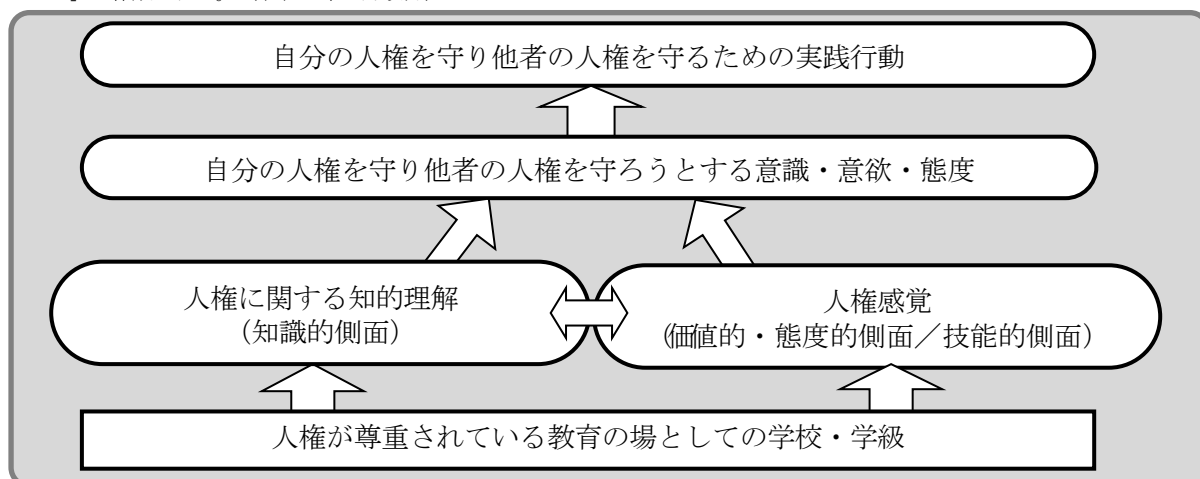
1 人権教育の目標

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（注）（以下〔第三次とりまとめ〕）では、次のように学校教育における人権教育の目標が示されている。

一人一人の児童生徒（幼児を含む。以下同じ。）がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

（注）「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（文部科学省 平成20年3月）

文部科学省が所管する「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」が、延べ31回の会議を重ね（平成15年6月～平成20年3月）、人権教育のより一層の推進を図ることをめざし、人権教育の指導方法等の工夫・改善のための理論的指針（指導等の在り方編）と具体的な実践事例等の資料（実践編）を示したもので、全国の学校・教育委員会において幅広く活用されているものである。令和3年3月には、〔第三次とりまとめ〕策定後の社会情勢の変化を踏まえ、補足資料「人権教育を取り巻く諸情勢について」が作成された。（令和5年3月改訂）



【目標達成のためのポイント】

○自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践的な行動につながるようにするには、「人権に関する知的理解」と「人権感覚」をバランスよく育成することが大切である。

2 幼児期における人権教育の指導方法等

(1) 発達段階に即した指導

〔第三次とりまとめ〕は、「学校において人権教育に取り組むに際しては、児童生徒が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要である」と述べた上で、次のように幼児期における人権教育の指導方法について示している。

幼児期は、自他の認識や自意識は明確ではないが、他者の存在に気付く時期であり、遊びを中心にして友達との関わり合いの中で、社会性の原型ともいえるものを獲得していく。また、相手との情緒的な絆によって自分の存在に安心感を持つ傾向が認められる。幼児は、特定の友人の存在を拠り所にして人との関わりを広げていく。さらに、表情から他者の情緒を理解し、生活の繰り返しの中で、物や出来事に関連させて友人を認知するため、表面的な理解に止まる傾向がある。幼児にとっては、生活の場自体が学びの場であり、人権感覚の芽生えの場でもある。

こうした幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要である。

【教育実践上のポイント1】

- 人権尊重の理念について十分理解し、幼児が自らの大切さを認められていることを実感できる環境づくりに努める必要がある。
- 幼児期は、人権感覚の芽生えの時期である。幼児期の特徴を踏まえ、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にす感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点を大切にし、日々の教育実践にあたらなければならない。

(2) 生活実態に対応した指導

【第三次とりまとめ】では、「発達段階に即した指導」とあわせて、次のように「生活実態に対応した指導」について示している。

児童生徒の学習は、発達段階だけではなく、その生活の実態にも大きく左右されることもある。例えば、児童生徒の間にいじめがあったり、経済的・社会的な問題等に由来する人権侵害を受けている児童生徒がいたりする場合には、そうした立場にある児童生徒などの経験や思いを、学校や教職員及び他の児童生徒が十分に受けとめ、これに配慮しつつ人権教育を進める必要がある。人権侵害を受けた児童生徒が、その事実や背景を、自ら振り返り、考えることができるようにしたり、信頼できる教職員や他の児童生徒に話して、共感と信頼を深めたりできるよう、必要な支援を行っていくこと等も重要となる。

【教育実践上のポイント2】

- 人権侵害を受けている幼児に対してはもとより、生活実態により課題がある全ての幼児に対して、必要な個別の支援を行うことが重要である。

(3) 教育活動全体を通じての指導

【第三次とりまとめ】では、「教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味を持つ」として、次のように示している。

【参考】隠れたカリキュラム

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

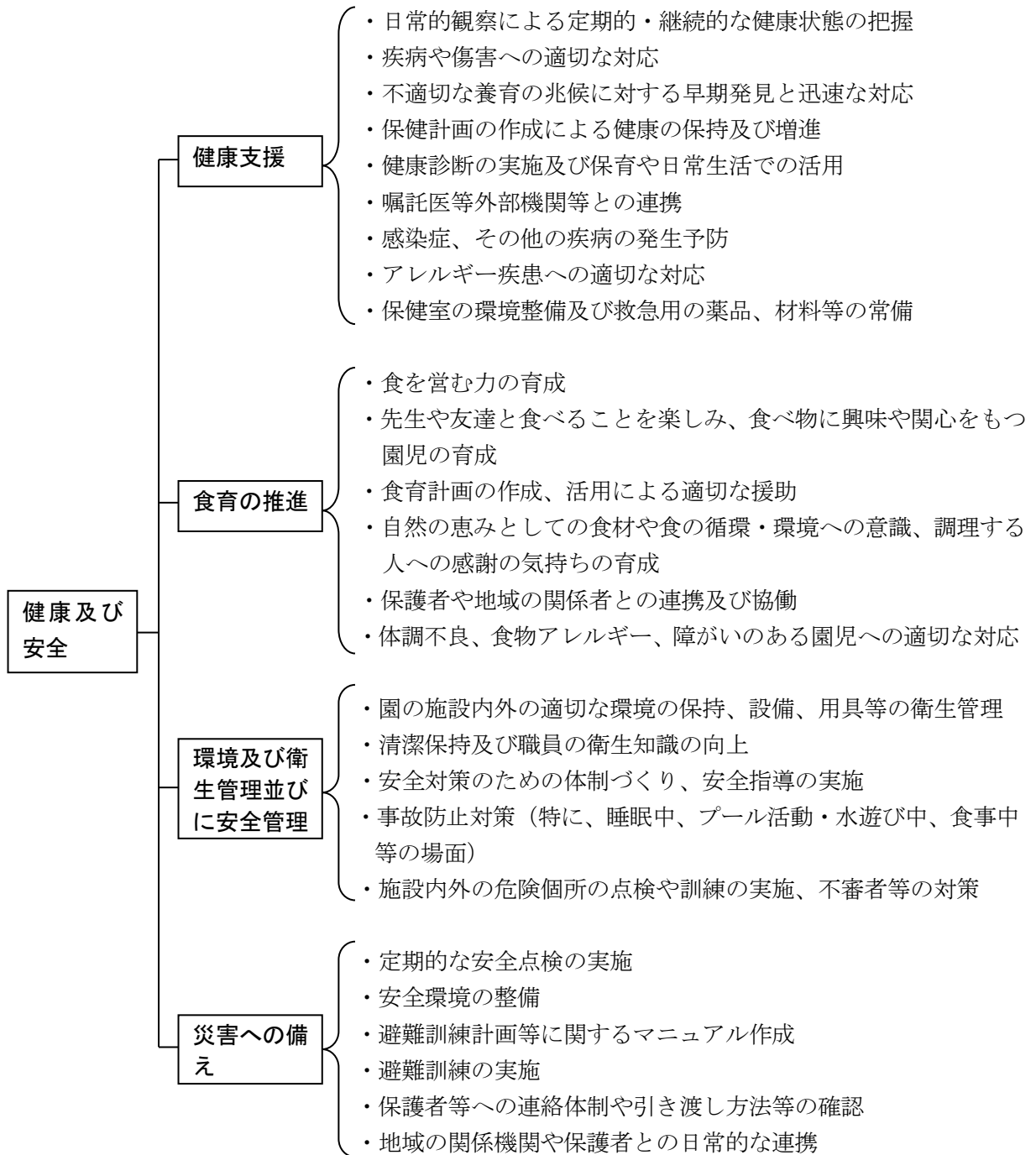
【教育実践上のポイント3】

- 教職員等の姿勢そのものが人権教育推進の重要な要素となるため、自らの人権意識を絶えず見つけ直すなど、確かな人権感覚が身に付けられるよう、常に自己研鑽を積む必要がある。

Ⅶ 健康及び安全

園児の健康及び安全は、園児の生命の保持と健やかな生活の基本であり、園の生活全体を通して健康や安全に関する管理や指導、食育の推進等に十分留意する。

1 健康及び安全



2 病気やけが、事故への具体的な対応

幼児は今まで元気だったのに、突然いろいろな症状を訴えてくることがある。そういう場合は、まず、身体の病気やけががどのように訴えているのか、情緒面で訴えているのか症状を見極めることが大切である。情緒面で訴えているのであれば、幼児と向き合い、じっくり話を聴くことを心がける。

事件や事故が起こったときは、あわてず保護者や主治医・園医等と連絡体制に沿って迅速に連絡や行動ができるよう心がける。その際、どのような処置や対応を行ったのか、記録にまとめておくことも大切である。幼児は状態が急変することは決してめずらしくない。必ず誰かが側で様態を観察するようにする。いざという場合に備えて、普段から急病やけがの応急手当を知っておくことも必要である。

【基本（病気）】

検温等を行い、顔色や痛み等の程度を聞き取り、観察

⇒ 症状が重いなどいつもと様子が異なるようであれば家庭連絡し病院受診

【基本（けが）】

けがの部位を確認

⇒ 出血がひどい場合や骨折など症状の重いものは、家庭連絡し病院受診

※緊急度が高いものは、園長や保護者等と相談し救急車要請

◆幼児の起こしやすい急病やけがの手当

(1) 腹痛

○原因がいろいろあって一概にはいえないが、虫垂炎等の急を要するものもあるので、痛みが激しい場合は保護者に連絡し、医師の診察を受ける。

○幼児は、情緒面で腹痛を訴えることがあるが、教師は、落ち着いて話を聴き、幼児の心に寄り添うことから始める。また、顔色、機嫌がよいか、息づかいはどうか、吐き気やおう吐があるかなどに注意する。

(2) 発熱

○安静にさせて保護者に連絡し、迎えに来てもらう。

○インフルエンザ等他の園児に感染する可能性の高い場合は、別室で保護者の迎えを待つ。

(3) 吐き気

○幼児が吐き気をもよおしたときは、ベルトやボタン等、体を締め付けているものをゆるめ、幼児自身が寝たいという体位で寝かせる。

○急な嘔吐に備え、バケツや消毒薬等を日頃から準備しておくことも大切である。

(4) すり傷

○傷口の周囲や中の砂、泥などを水道できれいに洗い落とし消毒する。

(5) 切り傷

○小さな切り傷は、すり傷と同じ手当をする。

○深い切り傷やひどい出血の場合は、清潔なガーゼ等で圧迫止血し医師の診察を受ける。

(6) 鼻血

○静かに座らせて、鼻翼をつまんで止血する。額の上から鼻の上まで冷やせば早く止血する。

(7) 骨折

○受傷部位の安静、傷や出血がある場合は先にその手当をする。

○氷などで受傷部位を冷却するなどし、医師の診察を受ける。

(8) 打撲

○頭を打ってこぶができたとき

- ・こぶだけができた場合は、氷水等で冷やす。
- ・こぶの上に傷がある場合は、すり傷の手当をして包帯の上から冷やす。

○頭を強く打ったとき

- ・転落などで外的な衝撃を強く受けた場合は、外傷がなくても脳内出血をしていることが多いので、慎重を期すことが大切である。
- ・意識がもうろうとしていたり嘔吐があったりする場合は、病院に連絡し医師の診察を受ける。

(9) 食物アレルギー

○幼児の場合、原因食品は、鶏卵、乳製品が上位を占め、その他、小麦、落花生、甲殻類、果物類、そばなど多岐にわたる。人によっては短時間のうちに急激なショック症状(アナフィラキシーショック)を起こす場合がある。幼児の食物アレルギーの実態を把握しておくとともに、対応に当たっては主治医や園医の指示に従い、保護者と園関係者の十分な話し合いの上、指導や対応を行うことが大切である。

○誤って原因食物を食べてしまった場合の対応

- ・誤食してから間もない場合には、口に入れたものを吐き出させる。原因食物に触れて皮膚症状や粘膜症状があらわれている時は、速やかに大量の流水で原因食物を洗い流す。
- ・他の職員に応援を求め、食物アレルギー対応マニュアル等に沿った対応を行う。
- ・症状レベルに応じて救急車を要請する。

(10) てんかん

○発作中は、あわてず衣服をゆるめ、ゆったりと呼吸ができるようにし、静かで安全な場所に寝かせる。

○初めての発作やいつもより長く発作が続くなどいつもと症状が異なる場合は、医師の診察を受ける。

(11) 熱中症

○涼しい場所に運び、衣服をゆるめて寝かせ、意識のある場合は水分を補給する。

○熱射病(意識障害がある場合)は体を冷やしながらすぐに救急車を要請する。

(12) やけど

○すぐに流水等で冷やす。(30分以上)

○広範囲なやけどや熱気を吸い込んだ時は医師の診察を受ける。

3 傷病発生時の連絡体制の把握

○自園の緊急時の幼児の安全確保や職員同士の連携・連絡体制、医療機関等との連絡体制、保護者への連絡体制について把握しておく。

○自園の災害や事故の際の対応マニュアル等を確認し、状況に応じて対応する。

4 事故を未然に防ぐために

○常に園内の潜在危険の発見に努める。(安全点検)

○幼児の事故や病気について正しい知識をもつ。

○教師が相互に望ましい人間関係をもてるように努力する。

○クラスを問わず、どの幼児も自分の園の幼児であるという意識をもつ。

○幼児がどの教師にでも伝えられるように、幼児と教師の人間関係を築く。

○事故が起きた際の処置について全職員で話し合っておく。

※事故が起きたときは、すぐに園長や保護者に連絡をし、その後は保護者との連絡を密にする。
また、園内で話し合い、管理・指導面に不備があれば改善する。

VIII 特別支援教育

1 特別支援教育とは

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものである。

2 幼稚園の特別支援教育の充実及び環境整備について

【施策の方向性】

- ①各市町村の実態に合った早期支援体制の整備（教育と関係機関の連携強化）
 - ・市町村教育委員会における各健診への積極的な関わりを深めつつ、医療、福祉、保健等、関係機関との連携による早期支援体制の確立をめざす。
- ②就学支援体制の見直し及び小学校、義務教育学校への移行支援システムの充実
 - ・就学先決定の仕組みにおいては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とした上で、最終的には市町村教育委員会が児童生徒等の就学先を決定することとなる。
- ③教職員等に対する研修の促進及び特定教育・保育施設等へのサポート体制の充実
 - ・教職員等が専門的な知識や技能の習得に向けて研修の充実を図り、特別支援学校のセンター的機能の活用、LD等専門員による教育相談や発達障がい者支援センターによる巡回相談の活用等、幼稚園・幼保連携型認定こども園の要請に応じて円滑にサポートできるよう必要な体制を確保する。

(1) 園内体制の整備・充実

特別な配慮を必要とする子どもの「切れ目のない」支援の充実を図るために、園内外の支援体制整備を進める。

①推進のための具体的な取組

【県・県教育委員会】

- 研修会の開催
 - ・園内委員会の設置や特別支援教育担当の役割の明確化
- 関係機関・専門機関との連携
 - ・医療的ケア児等コーディネーターの養成
- 特別支援教育に関する教員・保育士等の知識・技能・指導力の向上
 - ・市町村の発達障がい支援体制の中核を担う人材の育成・活用
- 教育相談等の推進
 - （特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、LD等専門員、専門相談員、巡回支援専門員等）
- 医療的ケア実施体制の整備
 - ・医療的ケア関係者による会議、研修会の開催等
- 「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（通称：あいサポート条例）」の制定、あいサポート運動の普及
- 「鳥取県手話言語条例」に基づく事業推進、手話を学習するための取組の推進
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子ども及び保護者に対する支援

【市町村・設置者】

- 地域における教育・医療・保健・福祉・労働等の関係部局・機関との連携協力を円滑にするためのネットワークの構築
- 相談・支援に関わる情報提供機能の充実
- 幼稚園・認定こども園・保育所等への体制整備に係る助言
 - ・園内委員会の設置や役割、特別支援教育担当に関する指導助言等
- 乳幼児健診や巡回相談等を活用した専門機関や関係機関との連携
- 巡回支援専門員等の整備の検討
- 医療的ケアの必要な子どもへの支援体制の整備
- 合理的配慮の提供等によるきめ細やかな支援ができる体制の整備
- 基礎的環境整備の充実
- 教育相談の積極的な活用
 - (特別支援学校、LD等専門員、いじめ・不登校総合対策センター等)
- 特別支援教育に関する理解啓発
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子ども及び保護者に対する支援

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 園内委員会を設置し、特別な支援を必要とする子どもへの支援方針を検討
 - ・園内委員会の役割の明確化と支援までの手順の確認
- 特別支援教育担当の園分掌への位置付け
 - ・園内の支援体制整備 ・外部の関係機関との連絡調整 ・保護者との連絡窓口
- 関係機関・専門機関と連携した支援の充実
 - ・教育関係機関、福祉関係機関、医療機関等
- 保護者と連携しながら教育的ニーズを把握し、園全体で行う組織的な支援
- 子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、合理的配慮の提供や基礎的環境整備を充実
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子どもについては、個々の実態に応じ、指導内容の工夫を組織的かつ計画的に実施

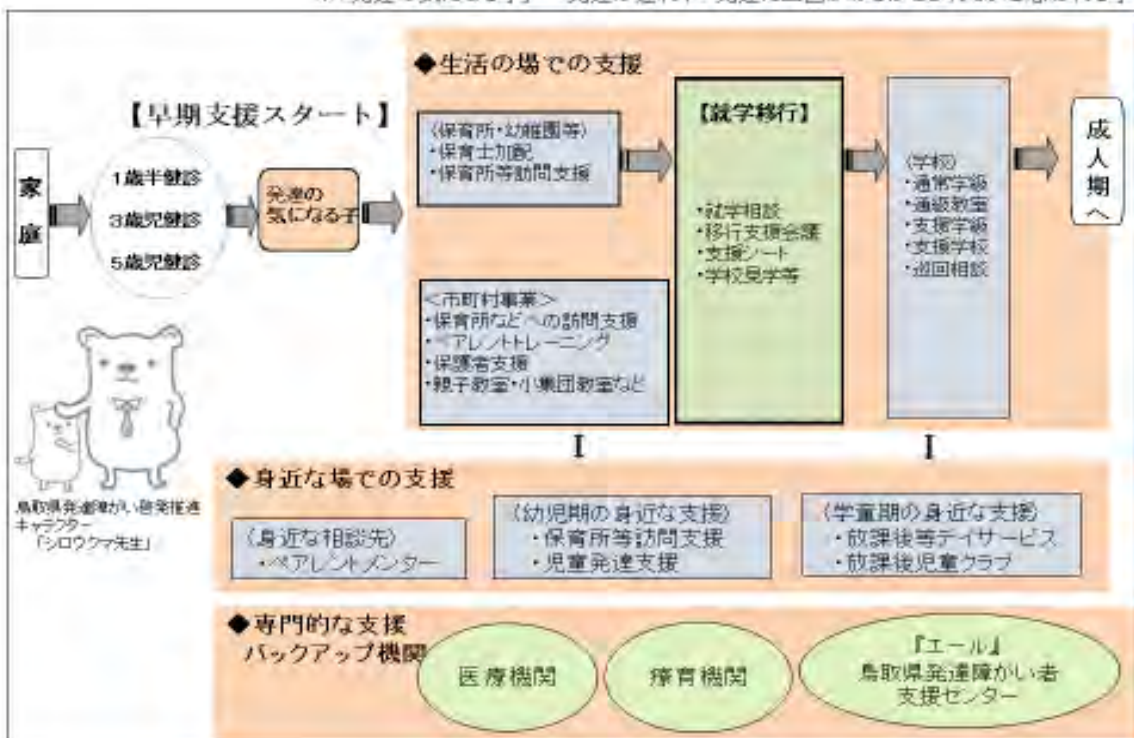
【小学校等】

- 支援会議等を通じて、園で実施した適切な支援の着実な実施

施策

発達の気になる子どもへの支援体制整備

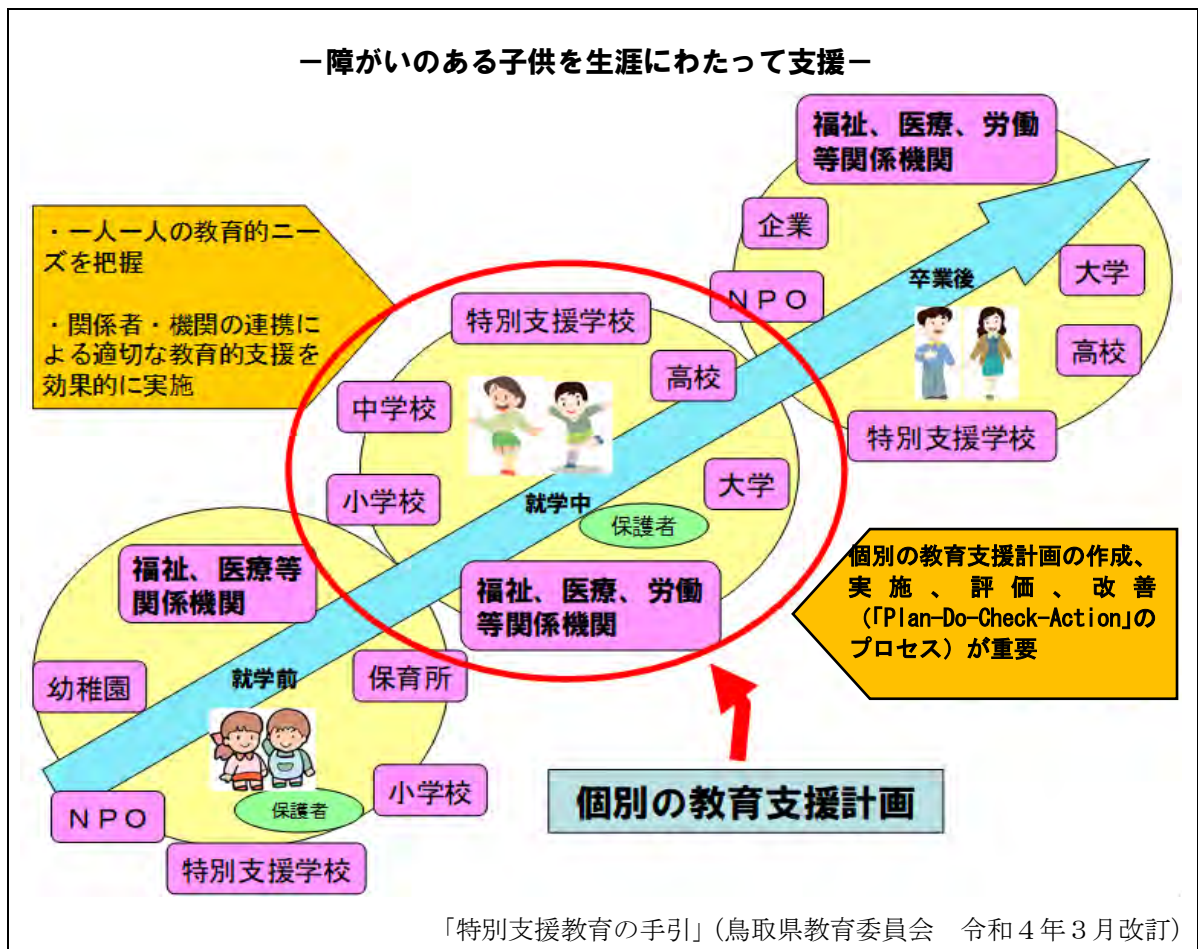
※「発達の気になる子」…発達の遅れや、発達に凸凹があるかもしれないと思われる子





(2) 個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携

長期的な視点に立ち、特別な支援を必要とする子どもの実態把握や教育・保育の方針等について話し合い、関係機関との連携を図り、切れ目のない指導・支援の充実を進める。



①推進のための具体的な取組

【県・県教育委員会】

- 特別支援教育に関する研修の実施
- 特別支援学校のセンター的機能の充実やLD等専門員の活用の推進
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成・活用の推進
- 関係機関や就学先との連携強化
- 療育や就園・就学についての情報提供や相談支援体制の整備

【市町村・設置者】

- 研修会の開催
 - ・個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成・活用の方法 等

- 地域における特別支援教育に対する理解啓発の推進
- 特別な支援を必要とする子ども及びその保護者への相談支援体制の充実
 - ・就学相談における情報提供
- 指導・支援に係る指導助言及び関係機関との連携の推進
- 支援会議の場を設け、個別の教育支援計画を用いて、本人・保護者・関係機関とも連携した接続や移行への取組の実施

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 特別な支援を必要とする子どもの実態把握
- 園内全保育者等の共通理解や情報交換
- 教職員の資質向上を図る園内研修（事例検討会など）の実施
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画等の作成と活用
- 保護者との信頼関係の構築、全保育者等による組織的な支援の充実
- 切れ目のない支援を行うための、丁寧な園内及び就学先への引継ぎ

【小学校等】

- 園で実施した適切な支援がつながるようにするための支援会議等

（3）早期支援体制の構築

検診等を契機として早期の支援体制を構築し、本人の状態や保護者の不安等に寄り添いながら、継続して丁寧なサポートを提供していくことが重要である。また、学齢期への円滑な移行を進める上でも、教育と保健、福祉、医療等の関係機関が連携を一層強化していくことが大切である。さらに、教職員等が子どもの障がい特性や発達段階等についての基本的な知識をもち、適切に子どもの実態を把握し、指導及び支援を行っていく必要がある。

3 就学先決定のあり方

（1）就学先決定のあり方

就学先の決定は、児童生徒等の障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市町村教育委員会が行う。

その際、市町村教育委員会は、児童生徒等の発達や障がいの状態、これまでの教育・保育及び支援の状況、保護者面談等を踏まえて、当該児童生徒等の教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、本人・保護者や学校等との合意形成を進めていくこととなる。そして、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、必要に応じて就学先等を見直していく。

教育相談において、保護者の思いを受け止めるとともに、保護者へ児童生徒等の可能性を最大限に伸ばせる教育の場に関する正確な情報を提供することが大切である。

①就学先の検討・見直し

教育相談の初期段階において相談者は、保護者に対し、本人にとって「今、どのような学びが必要であるか」が認識できるような援助をするために、様々な情報を保護者が理解しやすい表現で示し、また、特別な教育的対応の必要性について保護者が判断できるような情報を提供していくことが必要である。

具体的な就学先の検討の段階においては、保護者面談や学校見学・体験入学などを経て、教育上必要な支援内容等の判断・調整を行う。

○保護者面談

保護者面談では、子どもの発達や障がいの状態、生育歴や家庭環境、これまでの療育や教育の状況、教育内容や方法に関する保護者の意向、就学先に対して保護者が希望することな

どを聴取する。その際、「個別の支援ファイル」等が作成されている場合にはその活用を徹底し、生育歴や家庭環境等の情報を不必要に繰り返し尋ねることがないように、十分留意することが必要である。

○学校見学

子どもの就学先決定に当たっては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など、いくつかの就学予定先の学校見学の機会を設け、子どもの就学先決定に当たって幅広い視点を保護者が持てるようにする。

学校見学の実施に当たっては、保護者が知りたいことを的確に応えるための十分な準備が重要であり、学校見学当日も、資料等に基づき、分かりやすく、具体的に説明することが求められる。

学校見学の終了後においては、教育相談担当者は、見学した学校に関する保護者の疑問や感想を確認し、今後の相談の進め方や手続き等について説明をする。必要に応じて、保護者の理解と納得が得られるまで複数回行う。

○体験入学

体験入学を実施するに当たり、学校は、その具体的な計画について、学校全体の共通理解を図り、組織的に行うことが必要である。特に、体験入学に参加する子どもにとっては、慣れない場での初めての経験であることを考慮して、温かい雰囲気の中で、楽しく活動ができるような配慮を行うことが重要である。

②保護者からの意見聴取

保護者からの意見聴取に当たっては、これに先立ち、就学先及び就学後の支援の内容等について説明をした後、保護者が考える時間を十分に確保しておくことが必要である。その際、支援を必要とする理由や、就学先で得られる教育効果等についても、分かりやすく丁寧に説明することが重要である。

なお、障がいのある児童生徒本人の意見については、学齢児童生徒の段階においては、一般的には保護者を通じて表出されるものと考えられるが、中学校、義務教育学校又は特別支援学校中学部への進学時などにおいては、障がいや発達の状況等を踏まえつつ、別途本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もあると考えられる。

③本人・保護者、教育委員会及び学校の合意形成

就学先の決定に際しては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とする。

本人・保護者に対して、就学後においても支援の内容や就学先について必要に応じて見直すことや、見直しの時期及び見直しのための手続きについても理解を共有することが大切である。具体的な合意形成の方法としては、三者が協議の場をもち、十分な話し合いの上で合意していくことが望ましい。

④市町村教育委員会が特別支援学校への就学を決定する際の留意点

就学先の決定は、最終的には市町村教育委員会が決定することとなるが、就学先を決定するまでに、必ず特別支援学校における体験入学や教育相談等、本人と学校との直接的な関わりをもつことが必要となる。

小学部・中学部への転入や、中学部・高等部への就学・進学の際にも、必ず体験入学や教育相談を行い、本人・保護者、教育委員会と学校が合意形成を図った上で総合的に判断すること。

⑤その他留意事項

○重複障がいのある児童生徒等について

重複障がいのある児童生徒等についてもその者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定を

行う。

○就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行う。

○就学先等の見直しについて

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、全ての関係者の共通理解としておくことが大切である。このために、個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていく。

(2) 就学可能な障がいの種類と程度

障がいのある児童生徒のうち、特別支援学校・特別支援学級・通級による指導における教育の対象となる障がいの種類と程度については、下記のとおりである。

<p>【学校教育法施行令第22条の3】の規定 特別支援学校に就学可能な障がいの種類と程度 【平成25年10月4日付25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知】(以下「756号通知」) 特別支援学級及び通級による指導において教育を受けることが適当である障がいの種類と程度</p>
--

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (756号通知)	通級による指導 (756号通知)
視覚障害	【視覚障害特別支援学校】 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも	【弱視特別支援学級】 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも	【弱視】 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	【聴覚障害特別支援学校】 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のも	【難聴特別支援学級】 補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のも	【難聴】 補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	【知的障害特別支援学校】 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なも	【知的障害特別支援学級】 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (756号通知)	通級による指導 (756号通知)
肢体不自由	<p>【肢体不自由特別支援学校】</p> <p>一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも</p> <p>二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも</p>	<p>【肢体不自由特別支援学級】</p> <p>補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも</p>	<p>【肢体不自由】</p> <p>肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>
病弱・身体虚弱	<p>【病弱特別支援学校】</p> <p>一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも</p> <p>二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも</p>	<p>【病弱・身体虚弱特別支援学級】</p> <p>一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも</p> <p>二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも</p>	<p>【病弱・身体虚弱】</p> <p>病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>
言語障害		<p>【言語障害特別支援学級】</p> <p>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの</p>	<p>【言語障害】</p> <p>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>
自閉症・情緒障害		<p>【自閉症・情緒障害特別支援学級】</p> <p>一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも</p> <p>二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>	<p>【自閉症】</p> <p>自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p> <p>【情緒障害】</p> <p>主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (756号通知)	通級による指導 (756号通知)
学習障害			【学習障害】 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
注意欠陥多動性障害			【注意欠陥多動性障害】 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

◆障がいの判断に当たっての留意事項

【特別支援学校】

①視覚障がい者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障がい者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

②聴覚障がい者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

③知的障がい者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

④肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障がいの状態を判断すること。その際、障がいの状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

⑤病弱者（身体虚弱者を含む）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

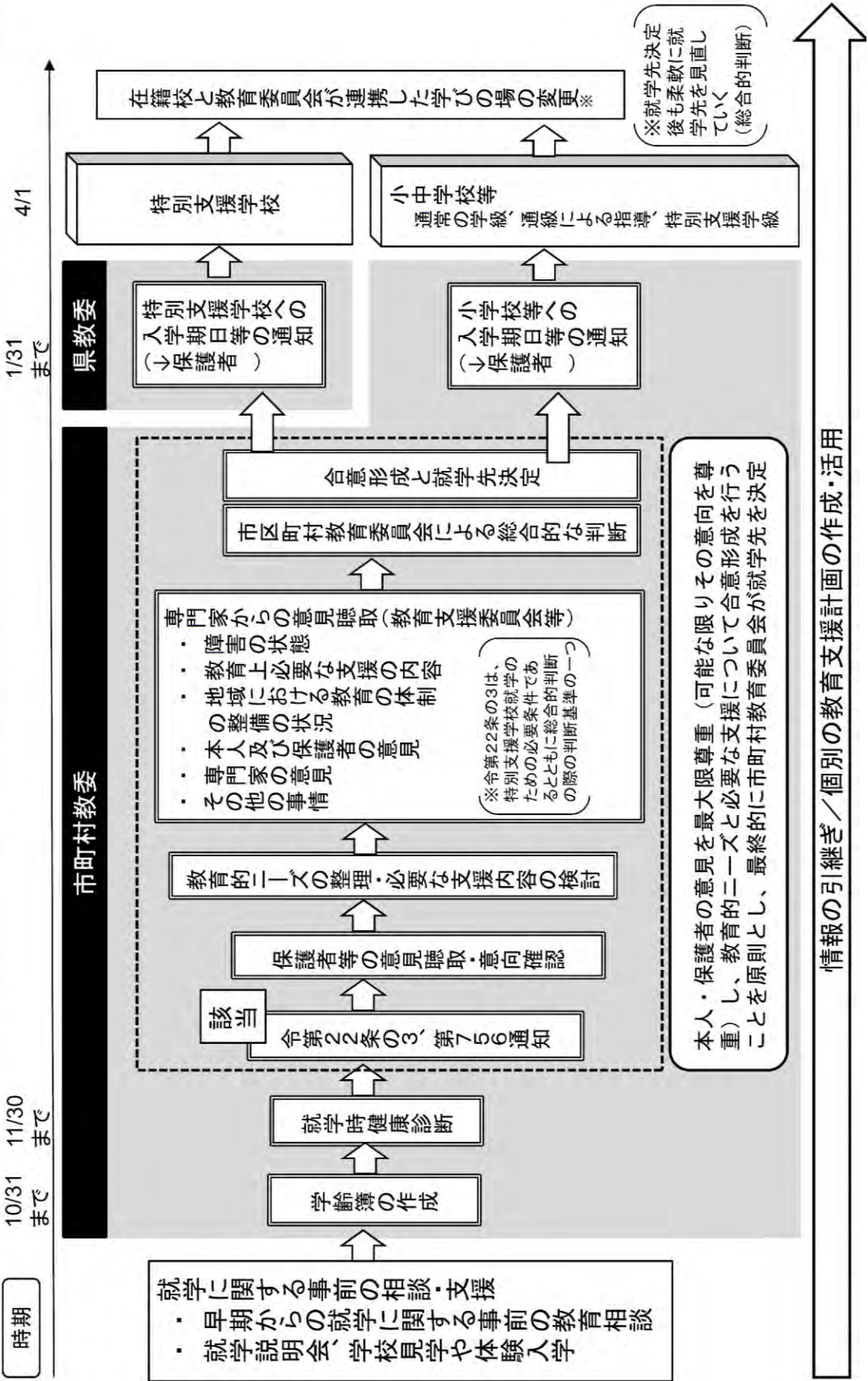
【特別支援学級】

障がいのある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

【通級による指導】

障がいのある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



4 特別支援学校における教育

特別支援学校は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の幼児児童生徒に対して、それぞれ、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を養うことを目的とした教育が行われる。

特別支援学校には小学部、中学部、高等部があり、学校によっては、幼稚部や専攻科（高等学校又は特別支援学校高等部修了者が入学可）もある。

※訪問教育

障がいの状態等により通学することが著しく困難な児童生徒について、可能な限り教育を受けられる機会を提供するために、特別支援学校から教員を家庭等に派遣して、指導を行う教育形態

〈県内の特別支援学校一覧〉

(令和5年度)

地区	学校名	障がい種別	設置学部等
東部	県立鳥取盲学校	視覚障がい	小・中・高、専攻科
	県立鳥取聾学校	聴覚障がい	幼・小・中・高
	県立鳥取養護学校	肢体不自由 病弱	小・中・高
	県立白兔養護学校	知的障がい	小・中・高、訪問
	鳥取大学附属特別支援学校	知的障がい	小・中・高、専攻科
中部	県立倉吉養護学校	知的障がい 肢体不自由	小・中・高、訪問 ※訪問は肢体不自由のみ
	県立琴の浦高等特別支援学校	知的障がい	高
西部	県立米子養護学校	知的障がい	小・中・高
	県立皆生養護学校	肢体不自由 病弱	幼・小・中・高、訪問 ※幼稚部は肢体不自由のみ
	県立鳥取聾学校ひまわり分校	聴覚障がい	幼・小・中

※西部地区視覚障がい教育支援センターきらら（皆生養護学校内）

※鳥取盲・聾学校附属教育支援センターわくわく（旧中部療育園）

5 特別支援学級における教育

特別支援学級

小・中学校、義務教育学校において、児童生徒の障がいの状態等に即した指導を行うために、必要に応じて特別に編成された少人数の学級である。

県内の特別支援学級を設置している小・中学校、義務教育学校は、特別支援教育課のホームページに掲載している。

※ホームページ URL:<https://www.pref.tottori.lg.jp/tokubetushien/>

QRコードはこちら→



鳥取県に設置されている特別支援学級

知的障がい特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、病弱・身体虚弱特別支援学級、弱視特別支援学級、難聴特別支援学級、言語障がい特別支援学級、自閉症・情緒障がい特別支援学級

病弱（院内）学級

疾患等により医療施設に入院している児童生徒が、その入院期間中、病気の状態に応じ、退院後の学校生活に適應できるように各教科の指導や健康状態の回復・改善を図る指導を行っている。

※院内学級のある学校

東 部	中 部	西 部
鳥取市立病院内 鳥取市立美保南小学校 鳥取市立南中学校	県立厚生病院内 倉吉市立上灘小学校 倉吉市立東中学校	鳥取大学医学部附属病院内 米子市立就将小学校 米子市立湊山中学校

6 通級による指導

通級による指導とは、小・中学校、義務教育学校の通常の学級及び高等学校に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象とし、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態等に応じて適切な指導を受ける教育形態である。

通級による指導を行う場として、「通級指導教室」を設置している。

※通級指導教室のある学校（令和5年5月1日現在の設置校）

東 部	中 部	西 部
〈小学校〉 鳥取市立久松小学校（言語） 鳥取市立湖山西小学校（言語） 鳥取市立稲葉山小学校（発達） 鳥取市立面影小学校（発達） 鳥取市立湖山小学校（発達） 鳥取市立浜坂小学校（発達） 鳥取市立宮ノ下小学校（発達） 鳥取市立河原第一小学校（発達） 鳥取市立浜村小学校（発達） 岩美町立岩美北小学校（発達） 八頭町立郡家西小学校（発達） 智頭町立智頭小学校（発達） 〈中学校〉 鳥取市立南中学校（発達） 鳥取市立湖東中学校（発達） 〈県立学校〉 鳥取緑風高等学校（発達） 智頭農林高等学校（発達） 鳥取聾学校（難聴・言語） 白兔養護学校（発達）	〈小学校〉 倉吉市立上灘小学校（言語） 倉吉市立小鴨小学校（言語） 倉吉市立河北小学校（発達） 倉吉市立明倫小学校（発達） 湯梨浜町立立羽合小学校（発達） 三朝町立三朝小学校（発達） 北栄町立大栄小学校（言語・発達） 琴浦町立八橋小学校（発達） 〈中学校〉 三朝町立三朝中学校（発達） 琴浦町立東伯中学校（発達） 〈県立学校〉 倉吉総合産業高等学校（発達） 鳥取聾学校さんさん教室 （難聴・言語） ※鳥取盲・聾学校附属教育支 援センターわくわく内 倉吉養護学校（発達）	〈小学校〉 米子市立啓成小学校（言語） 境港市立余子小学校（言語） 米子市立明道小学校（発達） 米子市立車尾小学校（発達） 米子市立福米東小学校（発達） 米子市立尚徳小学校（発達） 米子市立彦名小学校（発達） 米子市立弓ヶ浜小学校（発達） 米子市立伯仙小学校（発達） 境港市立境小学校（発達） 南部町立西伯小学校（発達） 伯耆町立岸本小学校（発達） 大山町立名和小学校（発達） 〈中学校〉 米子市立湊山中学校（発達） 米子市立加茂中学校（発達） 境港市立第三中学校（発達） 大山町立大山中学校（発達） 〈県立学校〉 米子白鳳高等学校（発達） 日野高等学校（発達） 鳥取聾学校ひまわり分校 （難聴・言語） 米子養護学校（発達）

7 相談機関

下記の学校及び機関で、障がいのある幼児児童生徒の教育相談が行われている。相談される場合は、事前に電話で申し込む。

（1）いじめ・不登校総合対策センター 教育相談担当

いじめ・不登校総合対策センターでは、子どもの健やかな成長・発達を願って、児童生徒、保護者の方々を対象に教育相談を行っている。また、教育関係者のために、幼児児童生徒の指導・支援上の相談も行っている。

相談したい内容	名称	電話番号・電子メールアドレス	受付時間（備考）
いじめ等に関する相談	いじめ110番	0857-28-8718 ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp	24時間
	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間（全国統一ダイヤル）
不登校、進路、友人関係、子育てや家庭でのしつけ 性的マイノリティ等	教育相談電話	0857-31-3956 ijime-futoukou@kpref.tottori.lg.jp	月～金8:30～17:15 年末年始・祝日を除く
発達やことばのおくれが気になる子どものことを相談したい <主に園児対象>	専門指導員による教育相談（ことば・発達）	0857-28-2322 ※まずはお電話でご相談ください。 <来所予約も同じ番号>	月～金9:00～17:00 年末年始・祝日を除く
専門医（小児科、精神科）に相談したい	専門医による教育相談会	<予約> 0857-28-2322	月～金9:00～17:00 年末年始・祝日を除く
子どもの様子を実際に見てもらい、今後の支援・指導について相談したい <園・学校対象>	訪問相談	<予約> 0857-28-2322	月～金9:00～17:00 年末年始・祝日を除く
不登校・ひきこもりで悩んでいる 学校復帰をめざしてサポートしてほしい・学校復帰するまでの居場所がほしい 社会参加に向けて支援してほしい	教育支援センター ハートフルスペース	※まずはお電話でご相談ください。 <東部ハートフルスペース> 0857-28-2388 <中部ハートフルスペース> 0858-27-1255 <西部ハートフルスペース> 0859-21-9155	月～金9:00～15:00 年末年始・祝日を除く ※15:00～17:15の時間帯は0857-28-2322にお電話ください。

（２）LD等専門員

LD等専門員は、発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその在籍園・校の教職員、保護者等への相談活動や理解啓発に当たるとともに、園・小学校等へ計画的に出かけて特別支援教育の校内（園内）支援体制の機能の充実に向けて支援を行っている。

○発達障がい等により特別な教育的支援を必要とする児童等の指導・支援に関する助言

○校内（園内）支援体制の充実に向けた助言

（３）特別支援学校

特別支援学校では、地域における障がいのある乳幼児や児童生徒の保護者、教員に対して教育相談を行っている。幼稚園、保育所等へ出かけて直接相談に応じる訪問相談もある。

県立鳥取盲学校	視覚障がい	電話(0857)23-5441
---------	-------	-----------------

県立鳥取聾学校	聴覚障がい	電話(0857)23-2031
県立鳥取聾学校ひまわり分校	聴覚障がい	電話(0859)23-2810
県立鳥取養護学校	病弱、肢体不自由	電話(0857)26-3601
県立白兔養護学校	知的障がい、発達障がい	電話(0857)59-0585
県立倉吉養護学校	知的障がい、肢体不自由、発達障がい	電話(0858)28-3500
県立皆生養護学校	肢体不自由、病弱	電話(0859)22-6571
県立米子養護学校	知的障がい、発達障がい	電話(0859)27-3411
県立琴の浦高等特別支援学校	知的障がい	電話(0858)55-6477
鳥取大学附属特別支援学校	知的障がい	電話(0857)28-6340

(4) 児童相談所

家庭での子どもの養育について調査判定、指導及び子どもの施設への入所等の業務を行っている。また、虐待に関する相談も受けている。

- ・鳥取県福祉相談センター 電話(0857)23-1031
- ・倉吉児童相談所 電話(0858)23-1141
- ・米子児童相談所 電話(0859)33-1471

(5) 市町村教育委員会

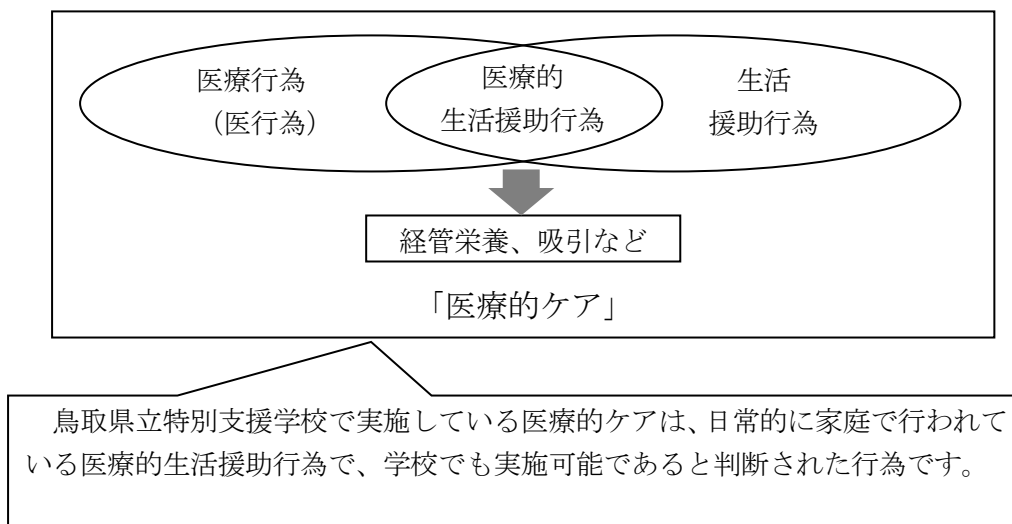
教育委員会の窓口で担当者と相談、連絡を十分に行う。

8 医療的ケアの推進

文部科学省は、学校における医療的ケアについて、「医療的ケア」とは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為と示している。

特別支援学校に在籍する医療的ケア児が年々増加するとともに、小・中学校等においても医療的ケア児が在籍するようになってきている。また、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを必要とする医療的ケア児も増えている。

園・学校において、安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケアに係る各関係者が相互に連携協力しながらそれぞれの役割において責任を果たしていくことが求められる。



IX 家庭教育支援及び幼稚園・小学校・地域等との連携

社会の様々な変化により、子育てについて不安や悩みを抱えている保護者が増え、幼児期からの子どもの育ちを総合的に支援していくことが必要となってきている。そのためには、家庭や小学校、地域等様々な分野で連携した取組を行っていくことが重要である。

1 家庭教育支援

子どもたちの健やかな成長のためには、保護者自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりをもって子育てができることが求められている。

乳幼児期からの親子の愛着関係の形成や家族との触れ合いを通して、子どもたちの豊かな情操、自分自身や命を大切にす心や思いやりの心、社会性や基本的生活習慣などが育まれる。家庭は、子どもたちの自己肯定感や人格形成において大きな役割を担っており、保護者と共に子どもの育ちを支えていく取組を推進していく必要がある。

(1) 参観・懇談のもち方

①参観の計画ともち方

- ・年間を見通し、目的・内容など実施計画の視点を明らかにし、参観の目的をはっきり保護者に知らせる。
- ・保護者に今まで気付かなかった我が子の一面を知らせ、具体的な事実を通して保護者と教員が話し合うきっかけを作る。
- ・計画や内容を固定せず、柔軟性をもたせる。

②懇談

○全体懇談

- ・学級全体にかかわる事項について話し合い、保護者の理解・協力を得たり、保護者同士の共通理解の場としたりする。

[内容例]

- ・学級経営および指導方針
- ・学級の実態と傾向
- ・指導の経過
- ・参観時の指導目標や実際の指導の説明
- ・保護者から出た話題について

[留意点]

- ・できるだけ多くの幼児や保護者に共通する話題を準備しておく。
- ・担任個人で判断しかねる問題が出た場合は、即答を避け、後日回答することの了解を得る。
- ・欠席した幼児の家庭への連絡について、遺漏のないようにする。

○個人懇談

- ・大勢の中で話し合うことのできない個人に関する事項について、個別に話し合い、幼児の理解・望ましい成長に役立てる。

[内容例]

- ・家庭生活や園生活での様子を伝え合い、留意する点についての共通理解を図る。
- ・入園当初と比べた生活の変化や成長について、よい面を積極的に伝える。
- ・集団生活の様子を伝える。

[留意点]

- ・事前に個々の幼児についての資料をまとめておき、温かい雰囲気落ち着いた態度で話すようにする。

- ・一方的な話し方をしないで、保護者の立場や思いを理解した上で、適切な助言をし、問題解決への手立てを一緒に考えるようにする。
- ・話し合いを要領よく進め、時間が延びないようにする。

(2) 子育て・親育ち支援の充実

「親と子の育ちの場」の充実

①多様な場を活用した交流機会の提供

- 保育参観や保育参加の機会の提供
- 空いた保育室や園舎、園庭などの開放
- 保護者同士の交流の場や情報の提供
- 保護者の自主的活動への支援や保護者の力が発揮できる場の設定
- 小学校と園の保護者がつながるための取組の推進

②保護者の育ちを応援する学びの機会の充実

- 家庭教育に関する保護者研修会の実施
 - ・乳幼児の心と体の発達の理解
 - ・親としての関わり方・役割 など
- 園の経営方針や取組についての積極的な情報の提供
- 保育参観や保育参加の機会の提供
- 保護者が気軽に相談できる雰囲気づくりや積極的な声かけ
- 子育て支援に関する情報や子育てに関する学習機会の提供
- 親子読書の機会の設定
 - ・絵本の貸し出し
 - ・親子読み聞かせ体験
 - ・絵本の紹介 など
- 親子の触れ合いの推進
- 子育てを楽しむ保護者の声の積極的な紹介

③親と子の生活習慣づくりの支援

- 研修会や情報提供を通じた親と子の生活習慣づくりの推進
 - ・食育
 - ・早寝・早起き
 - ・朝ごはん
 - ・みんなく
 - ・電子メディア機器の使用 など
- 家庭や地域、校区の小学校等と連携した生活習慣づくりの取組の推進

子育て支援体制の充実

①関係機関と連携した子育て支援体制の充実

- 地域関係者による研修会への参加
- 幼児の生活・実態等の把握及び具体的な取組や改善の方法についての保護者への情報提供
- 保護者のニーズに応じた保育の充実
- 地域人材の活用
- 関係機関との連携による児童虐待の早期発見と対応
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子ども及び保護者等への個別の支援や園から小学校へ切れ目のない支援の実施

②家庭や地域における子育て支援体制の充実

- 子育て支援センターと協力・連携及び未就園の子どものいる家庭への支援
- 心理や保健の専門家、地域の子育て経験者や子育てに関心のある方等の地域の人との協力
 - ・カウンセラー、保健師
 - ・公民館、老人会、子育てサークル、放課後児童クラブ など
- 保護者との信頼関係の構築及び保護者の自己決定を尊重した対応

地域における園のセンター的機能の整備

①幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

- 未就園児がいる家庭への支援
 - ・子育て相談の実施　・育児講座（食育・離乳食・親子遊び・みんなくなど）
 - ・園の施設開放、施設活用　・親子登園　・保護者同士の交流の場の提供
- 子育ての支援者として力を高める研修への参加
- 心理や保健の専門家、地域の子育て経験者や子育てに関心のある方等の地域の人との協力
- 小・中・高等学校とのふれあい交流や保育体験への協力

2 小学校教育との連携・接続推進

遊びを中心とした幼児期の教育と、教科等の学習を中心とする小学校教育では、教育内容や指導方法が異なっているが、子どもの発達や学びは連続している。幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のため、「組織をつなぐ」「人をつなぐ」「教育をつなぐ」をキーワードに教職員の保育・教育の相互理解を進め、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続に努めることが重要である。



(1) 連携・交流の体制づくり

①幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続の体制整備・充実 ～組織をつなぐ～

- 幼保小連携担当者の位置付けによる窓口の明確化
 - ・小学校区等における連絡協議会（※1）の実施
 - ・年間連携（交流）計画の作成
 - ・就学前後の引継ぎ
 - ・情報交換のための定期的な連絡会（※2）の実施
 - ・園・学校だより等の送付・掲示
 - ・校区における幼保小の相互理解に向けた参観・体験・研修の実施

※1 連絡協議会

主に小学校区内の園及び小学校の管理職等が、自園及び自校の子どもの様子や連携・接続の取組の方向性等について協議する会

※2 連絡会

主に年長担任や1年担任といった接続期の子どもに関わっている者や幼保小連携・接続を推進する立場にある者等が、自園及び自校の子どもの様子や連携・接続の取組の実際について協議する会

②幼稚園・認定こども園・保育所・小学校教職員等の連携・交流の推進

～人をつなぐ～

- 幼児教育・小学校教育の相互理解
 - ・教育内容・指導方法・評価の仕方の違い等
- 幼保小の交流活動
 - ・ねらいを明確にした指導計画、指導案等の編成・作成
 - ・事前事後の打合せの実施　・地域との交流活動の実施
- 体験入学など、直接的な体験を重視した活動を進め、小学校とのつながりを見通した交流の実施
- 幼児が小学校生活への期待感や児童へのあこがれがもてる交流の実施

- 相互理解のための様々な機会の設定
 - ・保育体験（小学校教職員） ・小学校学習補助体験（保育者）
 - ・連携をテーマとした公開保育・授業 ・意見交換会・協議
 - ・連絡協議会 ・合同研修会・研究会

○幼保小相互の行事等への積極的な参加

（２）つながりを意識した教育・保育内容の充実

①接続カリキュラムの編成

～教育をつなぐ～

- 接続カリキュラムの編成についての研究と実践の推進
 - ・園と小学校のめざす子どもの姿の共有
 - ・互いの教育・保育内容の相互理解
 - ・幼稚園・認定こども園・保育所・小学校（特に低学年）等の生活や学習、指導等について
 - ・体験や主体性を重視した全体的な計画、指導計画等について
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識した教育・保育の実施

②地域における連携体制の整備

～組織をつなぐ～

- 小学校区・中学校区等の関係者会議の活用
- 幼児・児童の様子や生活に関する情報の積極的な発信

３ 地域とともにある幼児教育の推進

子どもの健やかな育ちを支援していくため、県と市町村の幼児教育と児童福祉、子育て支援、保健医療など様々な関係機関が連携して、総合的な幼児教育の取組を推進し、県全体として各種施策等の展開をめざす。

また、県内の市町村における地域の実情に応じた幼児教育の取組を支援するとともに、鳥取の豊かな自然・文化などの地域資源の活用や地域の人との交流を通して、これからの時代に必要な力やふるさとに愛着をもった子どもの育成をめざす。

（１）幼児教育・保育施設と関係組織の連携

①連携体制の整備

- 地域の関係機関との連携の推進
 - ・幼稚園 ・認定こども園 ・保育所 ・地域型保育事業所 ・認可外（届出）保育施設
 - ・小中学校 ・義務教育学校 ・特別支援学校 ・公民館 ・児童発達支援センター
 - ・行政機関 ・医療機関 ・放課後子供教室 ・放課後児童クラブ など

②市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定

- 「鳥取県幼児教育振興プログラム（第２次改訂版）」や市町村の幼児教育の振興に関する政策プログラムを参考にした園経営の充実

③多様な幼児教育・保育施設の連携推進

- 地域の幼稚園・認定こども園・保育所等との連携による相互の保育参観や合同研修会等への参加（他園のよい実践に学ぶ）
 - ・幼保一体化に向けた幼児教育・保育相互理解研修
 - ・幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の合同研修会
 - ・幼児・児童の交流活動
- 自園の特徴やよさを生かした全体的な計画・指導計画等の作成・編成
- 地域の実態に応じた子育て支援の推進

(2) 地域とともにある園づくりの推進

①地域資源の活用

- 日ごろからの身近な地域についての情報収集
- 地域資源の積極的な活用
 - ・ふるさとの山、川などの自然の中での体験活動の実施
 - ・地域に伝わる民話、わらべうた、各種行事など伝統文化と触れ合う体験活動の実施
 - ・地域体験マップや人材バンクなどの作成・活用
- 公園・図書館・児童館・スポーツ施設などの積極的な活用
- 地域の福祉施設等との交流の推進
- 中学生・高校生の保育体験の受入れの推進
- 地域との積極的な交流や保育に関する情報の発信

②子どもを支える地域づくり

- 地域と連携した幼児教育実践のための地域の取組への理解促進
- 様々な関係者や組織との日常的なネットワークづくり及び地域における幼児教育の中心的役割の遂行

X 児童虐待と教師の役割

親や親に代わる養育者が子どもに対する身体的・心理的暴力などを行うことを児童虐待という。家庭でのしつけとは明確に異なり、懲戒権（指導のために行うしつけ）によって正当化されるものではない。児童虐待は子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な悪影響を与えるとともに、早期発見を逃したことで、ときにより児童の命を奪う重大な事件に発展する場合もある。また、虐待を受けた子どもが親になったとき、自分の子どもに虐待をしてしまうこともあり、早期に発見し適切な対応をすることが大切である。

1 虐待の分類

(1) 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- ・外傷：打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々。
- ・外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くある。
- ・外傷の有無とは無関係に、暴行の可能性の有無で判断する。

(2) 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

- ・子どもへの性交、性的行為。
- ・子どもに性器や性交を見せる。
- ・子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為。
- ・子どもをポルノグラフィーの被写体にすることなども含まれる。

(3) ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

- ・例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子どもを遺棄したり置き去りにしたりするなど。

(4) 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・子どもの心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子どもの存在を否定するような言動が代表的だが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もある。また、配偶者に対する暴力や暴言（いわゆるDV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子どもが目撃することは、当該子どもへの心理的虐待に当たる。

2 虐待による児童への影響

虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える。愛着形成の課題・愛着障がいを引き起こすとも言われている。小さい頃から継続的に虐待を受け続けることで、大量のストレスホルモンが脳の発達を遅らせることも指摘されている。

また、虐待を受けている子どもは、劣等感や無力感を持ってしまったり、良好な人間関係をつくるのが困難になったり、強い攻撃性を持ったりすることがある。早い段階で適切な治療や支援がなされない場合、思春期以降に様々な問題行動を起こす場合もある。

3 児童虐待を疑うための3つの「異変・違和感」

【子どもの異変・違和感】

- 不自然な傷やあざがある
- 不自然な説明（コロコロ変わる説明、ありえない説明、理由の不明確な遅刻や欠席など）
- 不自然な表情（おびえる表情、表情が乏しいなど）
- 保健室への頻繁な出入り
- 一緒に着替えない
- 乱暴な言葉遣い
- 大人への反抗的な態度
- 大人の顔色を窺う態度
- 集中困難な様子
- 他者へのいじめ
- 生き物への残酷な行為
- 触る、近づくことをひどく嫌う
- 極端に無口
- 過度なスキンシップ
- 家に帰りたがらない
- 持続的な疲労感・無気力
- 異常な食行動

【保護者の異変・違和感】

- 不自然な説明（子どもの家での様子を具体的に語らない）
- 不自然な表情（硬い表情・イライラしている表情・余裕がないように見える）
- 感情や態度が変化しやすい
- 話しかけてものってこない
- 家庭訪問を嫌がる
- 懇談のキャンセルが多い、来ない
- 子どもへの近づき方、距離感が不自然
- 人前で子どもを厳しく叱る、叩く
- 子どもに能力以上のことを要求する
- 連絡が取りにくい
- 「キレた」ような抗議をしてくる

【全般的な異変・違和感】

- 説明できない不自然なケガが多かったり、ケガを繰り返したりする
- 体調や身体測定のとくによく欠席する
- 低身長や低体重であったり、体重減少が見られたりする
- 親の前での態度や表情が不自然で、親がいなくなると急に表情が晴れやかになる
- 子どもの具合が悪くなったことで保護者に連絡しても、保護者が緊急性を感じていない様子がある
- その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い

4 児童虐待の迅速・的確な対応

「いつでも」「どこでも」「誰でも」虐待を発見する可能性がある。虐待は決してまれなことではないことをよく認識することが大切である。
虐待ではなかったらどうしようと不安をもつ必要はない。
児童相談所等の調査により虐待でなかったと分かっても、責任は問われない。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは・・・

子どもの様子がおかしい、気になると感じたら、すぐに最寄りの市町村（虐待対応担当課）や児童相談所、教育委員会等に連絡（通告）する。

児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合、みなさんには**通告する義務**がある。※誰が連絡（通告）したかをもらすことはない。

園における児童虐待対応の基本は、**組織的な対応**である。

発生予防等の取組

- ・子どもや保護者への相談窓口の周知、相談対応
- ・児童虐待未然防止のための教育、啓発活動
- ・研修の実施充実

虐待の気づき・早期発見

- ・日常の観察による子ども、保護者、家庭状況の把握
- ・健康診断、水遊び、教育相談、アンケート等
 - 子ども・保護者・状況について異変・違和感
 - チェックリストの活用（該当箇所が複数）
- ・本人（子ども、保護者）からの訴え
- ・園医等からの情報
- ・他の保護者からの情報
- ・通園（送迎）の際の保護者との対話

直ちに管理職へ報告・相談

チームとしての対応、早期対応
（情報収集・共有、対応検討）

園内虐待対応会議での協議
（通告の判断・組織対応）

通告

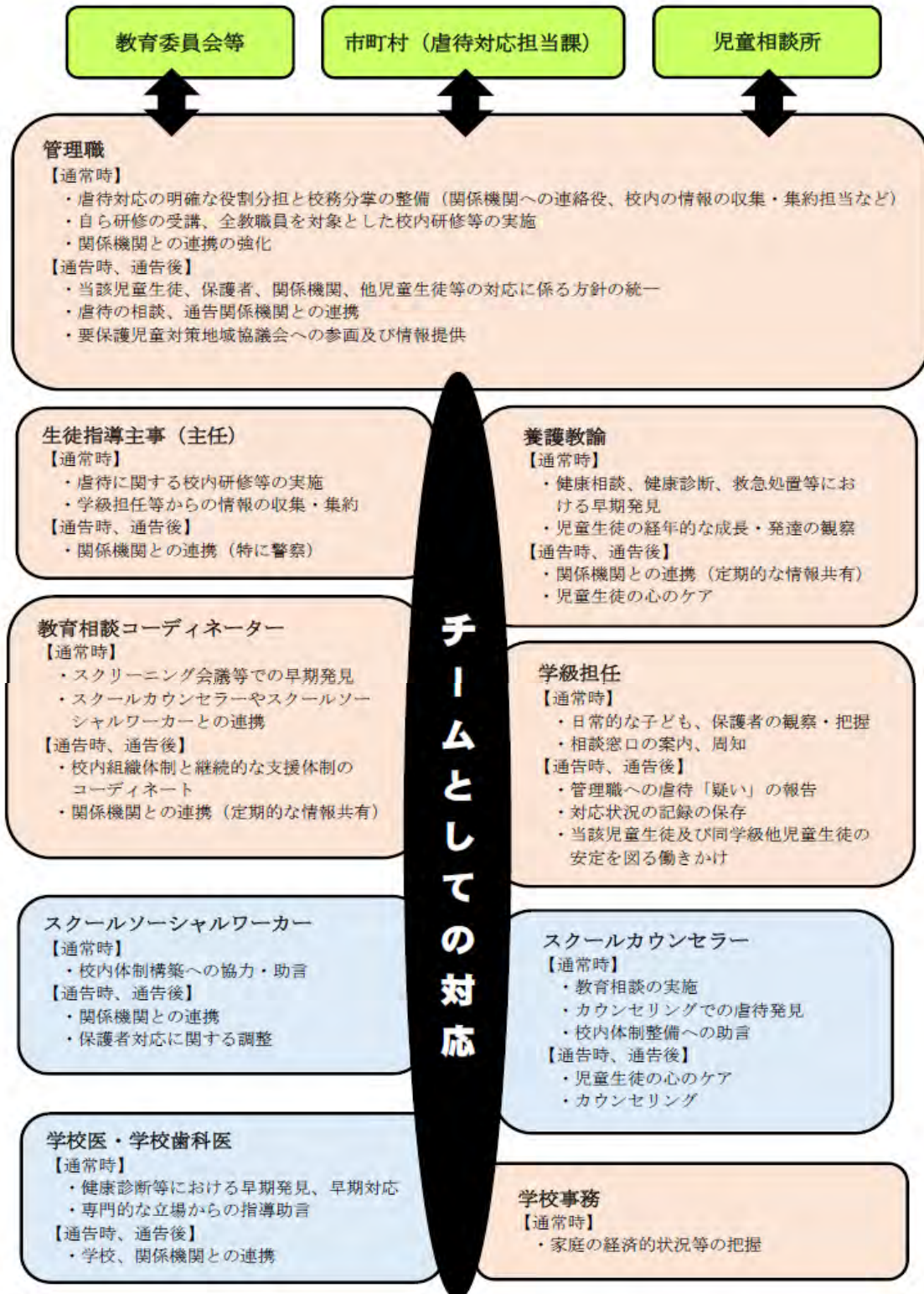
市町村（虐待対応課）、児童相談所、教育委員会など

※性的虐待の疑いのある事案は、子どもへの二次被害の防止や事実関係の聴き取りに高度な専門性が求められるため、学校等で詳細な事実関係の聴き取りを行うことなく、速やかに児童相談所に通告を行う。

5 教師の役割

教師は、園での様々な活動場面で、子どもが虐待を受けていることに気付く可能性がある。例えば、着替えのとき、普段と違う表情や様子に気付いたときである。そうした子どものサインを敏感にキャッチし、園長等への報告、相談を迅速に行った上で、関係諸機関との連携を図っていく必要がある。

<学校における対応の一例> ※各園における対応についても、日頃から確認しておくこと



※事案発生に備えて、関係機関に連絡する窓口（管理職が望ましい）や校内における情報を収集・集約する担当を決めておくこと。

【参考資料】

- ・「鳥取県版公立学校における医療的ケア体制ガイドライン」(鳥取県教育委員会 令和5年6月改訂)
- ・令和5年度 鳥取県の特別支援教育—理解と啓発のために— (鳥取県教育委員会)
- ・「就学事務の手引き」 (鳥取県教育委員会 令和4年3月改訂)
- ・特別支援教育の手引 (鳥取県教育委員会 令和4年3月改訂)
- ・「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(文部科学省 令和3年6月)

- ・「児童虐待の早期発見・早期対応のための虐待対応マニュアル」 (鳥取県教育委員会 令和2年2月)
- ・「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)」 (鳥取県教育委員会 令和元年11月)
- ・「保育所保育指針解説」 (厚生労働省 平成30年3月)
- ・「幼稚園教育要領解説」 (文部科学省 平成30年3月)
- ・「平成28年幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究」 (文部科学省 平成29年3月)
- ・「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について～インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～(答申)」 (鳥取県教育審議会 平成26年9月)
- ・「幼稚園における学校評価ガイドライン[平成23年改訂]」 (文部科学省 平成23年11月)
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」 (文部科学省 平成20年3月)